

名古屋市産業施策 ハンドブック

中小企業の手引き | 令和7年度版

本市では、当地域における中小企業の重要性を深く認識し、地域社会全体で中小企業の振興を図るため、平成25年4月に「名古屋市中小企業振興基本条例」を施行し、活力ある豊かな名古屋市の実現を目指し、中小企業の経営基盤の強化や、挑戦する意欲の増進等、様々な支援策を講じています。

この「名古屋市産業施策ハンドブッカー中小企業の手引きー」は、中小企業者の皆様を対象に、本市の産業振興施策を幅広く紹介する目的で発行いたしました。このハンドブックが皆様方の企業活動の一助となれば幸いです。

このハンドブックで紹介する施策について、特に注がない限り「中小企業」及び「小規模企業」とは、以下のとおりです。

■中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

※法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本1億円以下の企業が対象です。

※中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業とする場合があります。

■小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

※「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

※商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業は従業員20人以下の事業者を小規模企業者としています。

中小企業の定義について詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>



目次

Contents

■補助金・融資制度インデックス

I 創業・新事業展開のための支援策

1	創業・新事業に関する相談等	1
・	総合相談窓口	1
・	専門家派遣事業	1
・	創業支援セミナー	1
2	創業・新事業展開のための補助制度	2
・	スタートアップ企業支援補助金	2
・	スタートアップ等販路開拓支援補助金	3
3	創業・新事業展開等のための事業資金の借入れ	4
・	新事業創出資金	4
・	創業・事業展開支援資金	5
4	インキュベート施設・コワーキング施設	7
・	名古屋ビジネスインキュベータ(nabi/金山・nabi/白金)	7
・	サイエンス交流プラザ(インキュベートルーム)	10
・	クリエイション・コア名古屋	11
・	名古屋医工連携インキュベータ(NALIC)	12
・	デザインラボ	13
・	なごのキャンパス(旧那古野小学校施設活用事業)	14
・	ナゴヤイノベーターズガレージ(NAGOYA INNOVATOR'S GARAGE)	15
5	名古屋ビジネスインキュベータ等入居企業への補助・減額	16
6	新事業展開のためのその他事業	17
・	スタートアップ・エコシステムのグローバル化推進「Tech GALA Japan」	17
・	スタートアップまちなか実証推進事業「NAGOYA CITY LAB」	17
・	グローバルスタートアップ創出促進事業「GLOW TECH NAGOYA」	17
・	起業家等交流事業(スタートアップブランド形成事業)「NAGOYA CONNECT」	18
・	イノベーション拠点を核とした共創促進事業	18
・	地域経済グローバル化推進事業	19
・	外国企業誘致促進事業	19
・	先進技術社会実証支援等事業「Hatch Technology NAGOYA」	19
・	イノベーター創出促進事業「NAGOYA BOOST 10000」	20
・	研究開発型イノベーション創出支援事業「NAGOYA RESEARCH BRIDGE」	20
・	ものづくり企業等支援拠点の運営	20
(参考)	児童・生徒向け人材育成	21
・	小中高生起業家人材育成事業	21
7	名古屋市創業支援等事業計画	22
・	特定創業支援等事業とは	22
・	その他の創業支援等事業	25

Ⅱ 経営力向上のための支援策

1	各種経営相談	26
	・小規模企業向けの相談(小規模企業経営力強化支援事業)	26
	・創業・経営の窓口相談	26
	・専門家派遣事業	27
	・BCPに関する相談	27
	・工業技術に関する相談	27
	・情報コーナー	28
2	セミナー等事業	28
	・BCP関連のセミナー	28
	・分野別セミナー(DX等)	28
	・デザイン活用によるサステナブルビジネス展開支援事業	29
	・事業承継連携支援事業	29
	・技術者向け研修	29
3	各種融資制度	30
	・名古屋市信用保証協会の信用保証付き融資制度	30
	・(公財)名古屋市小規模事業金融公社取扱いの融資制度	34
4	名古屋市信用保証協会の信用保証制度	36
5	適正な計量の推進	37

Ⅲ 人材確保・育成のための支援策

1	人材確保・就業環境改善のための支援策	38
	・中小企業人材確保相談窓口「なごや人材サポートデスク」	38
	・総合就職相談窓口「なごやジョブサポートセンター」	38
	・中小企業外国人材雇用支援事業	38
	・名古屋市移住支援補助金	39
	・中小企業カスタマーハラスメント対策支援事業	39
2	労働に関する出前講座	40
3	各種認証・認定制度	41
	・ワーク・ライフ・バランス推進企業	41
	・子育て支援企業	41
	・女性の活躍推進企業	41
4	従業員の福利厚生制度、退職金共済制度	42
	・福利厚生制度	42
	・退職金共済制度	43
	(参考)児童・生徒向け人材育成	44
	・名古屋少年少女発明クラブ	44
	・小中高生起業家人材育成事業(再掲)	44

新規

I 技術開発・新商品開発のための支援策

1	工業技術に関する支援	45
	・工業技術に関する相談	45
	・ものづくり企業等支援拠点の運営(再掲)	46
	・3Dものづくり支援センター	46
	・工業材料などの試験・分析・測定・試作等	47
	・研究開発事業	47
	・研究設備や機器類の利用	47
	・ものづくり中小企業総合技術支援事業	48
	・ホームページによる情報提供	48
	・ホール・会議室・展示場の利用	48
	・技術者向け研修	49
	・専門家派遣(技術・技術指導)	49
	・量子技術による産業創出に向けた支援	50
	・産業技術図書館	50
	・異業種交流の推進	50
	・デジタル人材育成事業	50
	・医療介護機器等高度化支援事業	51
	(参考)なごやサイエンスパーク事業	51
2	知的財産権に関する支援	53
	・創業や新事業展開における知的財産に関する相談	53
	・その他の支援制度	53
3	デザイン・クリエイターに関する支援事業	54
	・クリエイティブ産業創業支援事業	54
	・デザインラボ入居者への助成	54
	・デザイン活用によるサステナブルビジネス展開支援事業(再掲)	54

V 販路開拓のための支援策

1	国内での販路開拓	55
	・見本市・展示会	55
	・スタートアップ等販路開拓支援補助金(再掲)	56
2	海外での販路開拓	56
	・中小企業海外展開支援事業	56

VI 名古屋市に進出・立地したい方への支援策

1	本社機能等立地促進補助金	57
2	企業進出促進補助金	58
3	産業立地強化促進補助金	59

4	市内企業再投資促進補助金	61
5	工場建設に必要な許可・届出等	62

VII 設備投資をしたい方への支援策

1	中小企業デジタル活用支援補助金（中小企業デジタル活用支援事業）	63
2	航空宇宙産業設備投資促進補助金	64
3	市内企業再投資促進補助金（再掲）	65
4	固定資産税の特例措置等	66

VIII 環境保全に関する事業への支援策

1	中小企業省エネルギー設備等導入補助金	69
2	中小工務店向けZEHセミナー	69
3	中小企業水素エネルギー普及促進等事業	69
4	なごや省エネ相談	70
5	環境保全・省エネルギー設備資金融資	71
6	最新規制適合自動車代替促進事業	72
7	みどりの補助金（名古屋市民有地緑化助成事業）	73
8	民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業	74
9	SDGsオンラインセミナー	75
10	なごやSDGsグリーンパートナーズ	75
11	名古屋市SDGs推進プラットフォーム	76

IX 商店街・組合活動活性化のための支援策

1	商店街活性化のための融資・助成制度	77
	・商店街活性化促進資金	77
	・商店街魅力向上事業助成	78
	・商店街共同施設災害対策支援助成	79
	・商店街共同施設維持管理費助成	80
	・商店街商業機能再生モデル事業	80
	・地域商業に関するデータの提供	80
2	小売市場出店者の組合等のための助成制度	81
	・小売市場の地域密着型事業への助成	81
3	組合等で行う共同振興事業・共同施設設置事業への助成	82
4	大規模小売店舗の新設等の届出	83
	・大規模小売店舗立地法に基づく届出事項	83
5	名古屋市事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例	83

新規

X 伝統産業に関する支援策

- 伝統的工芸品.....84
- 名古屋市の伝統産業振興施策.....84

XI 名古屋市産業振興ビジョン2028（概要）

名古屋市産業振興ビジョン2028（概要版） 87

XII 名古屋市中小企業振興基本条例

名古屋市中小企業振興基本条例..... 99

【注意点】

1. 本書に掲載されている内容は、各施策の概要ですので、詳細については「お問合せ先」へご確認ください。
2. 本書は令和7年3月現在で編集しており、急遽内容に変更が生じる場合がありますので、ご注意ください。

■補助金・融資制度のインデックス

	補助制度	頁	融資制度	頁
創業・新事業展開	スタートアップ企業支援補助金	2	新事業創出資金 創業・事業展開支援資金	4
	スタートアップ等販路開拓支援補助金	3		5
	ビジネスインキュベータ等入居企業への補助・減額	16		
経営の効率化・安定化			小規模企業等振興資金	30
			経営強化支援資金	30
			経営安定資金	31
			経営活性化資金	34
			成長応援資金	35
就業環境の改善	中小企業カスタマーハラスメント対策支援補助金	39		
名古屋市への進出・立地	本社機能等立地促進補助金	57		
	企業進出促進補助金	58		
	産業立地強化促進補助金	59		
	市内企業再投資促進補助金	61		
設備投資	中小企業デジタル活用支援補助金	63	小規模企業等振興資金	30
	航空宇宙産業設備投資促進補助金	64	経営強化支援資金	30
	市内企業再投資促進補助金（再掲）	65	経営活性化資金	34
			ものづくり設備導入資金	35
環境保全	中小企業省エネルギー設備等導入補助金	69	環境保全・省エネルギー設備資金融資	71
	中小工務店向けZEHセミナー	69		
	最新規制適合自動車代替促進事業	72		
	みどりの補助金（名古屋市民有地緑化助成事業）	73		
	民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業	74		
商店街・組合活動の活性化	商店街魅力向上事業助成	78	商店街活性化促進資金	77
	商店街共同施設災害対策支援助成	79		
	商店街共同施設維持管理費助成	80		
	商店街商業機能再生モデル事業	80		
	地域密着型小売市場事業助成	81		
	共同振興事業・共同施設設置事業助成	82		
伝統産業の振興	若手技術者育成事業助成	85		
	新商品開発事業助成	85		
	伝統産業製品PR事業助成	85		

I 創業・新事業展開のための支援策

1. 創業・新事業に関する相談等

◆総合相談窓口

名古屋市新事業支援センターでは、創業をめざす方や、新事業（第二創業、新製品開発、新分野進出、多角化等）、経営革新に取り組む市内中小企業の方に対する実務的・実践的な内容を含む総合相談窓口を設置しています。相談には専門資格をもったマネージャーがお応えします。（相談無料、事前予約制）

また、ご相談された中から、継続的な支援の必要性がある企業を選定し、相談支援チーム長（リーディングマネージャー）を中心とした専門家チームにより、成果達成まで伴走支援を行います。

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター

電話：735-0808 FAX:735-2065

ホームページ: <https://www.nipc.or.jp/new-biz/consult/>



※そのほかスタートアップ企業（ベンチャーキャピタルから投資を受けるなど、新技術や新たなビジネスモデルを開発し起業した、株式上場等を目指す成長志向の高い企業）として起業をめざす方は、スタートアップ支援課にご相談ください。事業の詳細については、17ページ以降をご覧ください。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部スタートアップ支援課 電話：972-3046 FAX:972-4135

◆専門家派遣事業

創業期の経営課題や、新事業、経営革新に取り組む上での経営課題の解決のため、経験豊富な専門家を派遣します。

ご利用いただける方	名古屋市内に事業所がある中小企業の方で、窓口相談の結果、専門家派遣でお役に立てると見込まれる方
派遣回数	2回まで
費用	無料

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター

電話：735-0808 FAX:735-2065

ホームページ: <https://www.nipc.or.jp/new-biz/diagnosis/>



◆創業支援セミナー

創業者に対し経営に関する知識・ノウハウを習得するためのセミナーを開催します。具体的な内容は名古屋市公式ウェブサイトでお知らせします。

【お問合せ先】

経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当） 電話：735-2100 FAX:725-2104

2. 創業・新事業展開のための補助制度

◆スタートアップ企業支援補助金

(1) 通常枠

事業の成長や継続が見込まれる方を支援するため、市内で新たに創業する方や、新しい取り組みにチャレンジする創業後5年以内の市内中小企業者に対して、創業時等に必要な経費の一部を助成します。

区 分	通常枠
補 助 対 象 者	・ 市内で新たに創業する方 ・ 創業後5年以内の市内中小企業者（新しい取り組みにチャレンジする方）
補 助 対 象 経 費	店舗借入費、設備費、人件費、ナゴヤイノベーションズガレージ、などのキャンパスへの会員登録費用など、創業時等に必要経費
補 助 率	補助対象経費の 1 / 3 以内 (新たにナゴヤイノベーションズガレージ、 などのキャンパスに会員登録する場合は 1 / 2 以内)
補 限 度 額	100万円

(2) J-Startup枠

グローバルな活躍を目指すスタートアップ企業に対して、人材確保や販路開拓などに必要な経費の一部を助成します。

補 助 対 象 者	J-Startup及びJ-Startup CENTRALに選定されている企業のうち、市内に本店等を有する企業
補 助 対 象 経 費	人材確保、販路開拓などに必要な経費
補 助 率	補助対象経費の 1 / 2 以内
補 限 度 額	500万円

【お問合せ先】

経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当）

電話：735-2100 FAX：735-2104

<https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000080543.html>



◆スタートアップ等販路開拓支援補助金

本市に本社機能を置くスタートアップ企業等の事業拡大を支援するため、東京23区内における拠点経費の一部を助成します。

補 助 事 業 者	スタートアップ企業：本市に本社機能を置く <u>創業5年以内</u> の中小企業（業種・産業分野問わず） そ の 他 中 小 企 業：本市に本社機能を置く中小企業（業種・産業分野問わず）
対 象 施 設	事業活動の用に供する、店舗等を除くオフィスや研究開発拠点等
補 助 事 業	事業拡大を目的に、認定申請後新たに、東京23 区内の補助対象施設に賃貸借契約の締結等により入居し、事業活動を開始
補 助 要 件	
最低投資額	スタートアップ企業：60万円 その他中小企業：100万円
従業員要件	スタートアップ企業：なし その他中小企業：従業員1名が常駐
補助対象経費	賃借料等 6 か月分
補 助 率	1 / 2 以内
限 度 額	100万円
そ の 他	東京進出後5年間は、市内の本社機能及び事業所規模を維持

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課 電話:972-2423 FAX:972-4135

3. 創業・新事業展開等のための事業資金の借入れ

◆新事業創出資金

新たに開業される方を対象とした信用保証付の融資制度です。

新事業創出資金	市内で開業する会社または個人で、①～⑥のいずれかに該当すること ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに開業すること ②事業を営んでいない個人が、新たに開業してから5年未満であること ③事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立すること ④事業を営んでいない個人が、会社を設立してから5年未満であること ⑤創業者である個人事業主が設立した会社であり、創業（事業開始）から5年未満であること ⑥会社が、新たに会社を設立（分社化）しようとするか、または、新たに設立（分社化）された会社で設立してから5年未満であること （①③の場合で特定創業支援等事業により支援を受けた方は6か月以内）			
融資限度	3,500万円（スタートアップ創出促進保証制度を利用して経営者保証を不要とする場合かつ税務申告1期末終了者については、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有すること）			
融資期間	運転資金	7年以内	設備資金	10年以内
利率 (年)	3年以内	1.0%	+ 信用保証料	
	5年以内	1.1%		
	7年以内	1.2%		
	10年以内	1.3%		

※株式会社日本政策金融公庫と協調した取り扱いもできます。

※融資の利率等については随時変更がありますので、ご利用の都度関係機関にお確かめ下さい。

※特定創業支援等事業とは、創業者の経営・財務・人材育成・販路開拓の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取り組みです。

※名古屋市スタートアップ企業支援補助金の事業認定通知を受けた場合は、融資利率(0.1%の引下げ)の優遇措置があります。

※市内で開業する会社で③～⑥のいずれかに該当する場合、経営者保証を不要とする取り扱いがあります。

【お問合せ先】

経済局産業労働部中小企業振興課（金融担当） 電話:735-2100 FAX:735-2104

◆創業・事業展開支援資金

事業の創業、多角化、転換をされる方を対象とした融資制度です。

融 資 対 象	1. 市内で適切かつ確実な事業計画による事業を創業するか、または事業歴が6か月未満の会社または個人で、従業員50人以下（商業・サービス業は30人以下）であること 2. 市内で6か月以上の同一の事業歴のある会社または個人で、次のいずれかに該当し、従業員50人以下（商業・サービス業は30人以下）であること ① 現に事業を継続しながら事業の多角化をしようとするか、または事業の多角化をした後6か月未満であること ② 新たな事業に転換しようとするか、または事業転換した後6か月未満であること
融 資 限 度	1企業2,000万円（ただし、必要総資金の90%以内）
融 資 期 間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
連 帯 保 証 人	1人以上（会社の場合は、代表者の他に1人以上）
利 率 (年)	3年以内 2.8% 5年以内 2.9% 7年以内 3.0% 10年以内 3.1%

※融資の利率等については随時変更がありますので、ご利用の都度関係機関にお確かめ下さい。

※名古屋市スタートアップ企業支援補助金の事業認定通知を受けた場合は、融資利率(0.1%の引下げ)の優遇措置があります。

【お問合せ先】

(公財)名古屋市小規模事業金融公社

電話:735-2123 FAX:735-0400

ホームページ:<https://nb-fun.jp/sougyo>



Nagoya Incubator

名古屋市のインキュベート施設

特徴のあるインキュベート施設がそろっています

起業家のビジネスプラン（業種・業態）やニーズに応じた、オフィスの広さや設備、サービスが提供できます。

伴走型支援でビジネスプランの達成をお手伝いします

各分野の専門家による技術面・経営面での支援サービスが受けられます。

コワーキングスペース併設



なごのキャンパス
全28室(西区)



24時間研究開発が可能



サイエンス交流プラザ
インキュベータールーム
全10室(守山区)



開発・生産可能な
ものづくり拠点



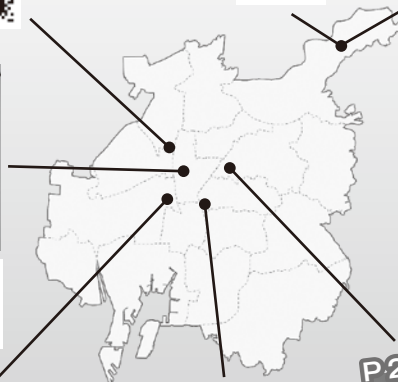
クリエイション・
コア名古屋
全19室(守山区)



デザイン分野に特化



デザインラボ
全9室(中区)



創業に適した小規模(10㎡等)
なものから様々なスペースを提供



nabi/金山
全34室
(中川区)



nabi/白金
全63室14区画
(昭和区)



P2実験室・
ウェットラボ常設



名古屋医工連携
インキュベータ
全50室(千種区)



4. インキュベート施設・コワーキング施設

名古屋市内で創業しようとする方や新事業・新分野へ進出しようとする企業の方を対象とした公的支援施設で、各分野の専門家による技術面・経営面での支援サービスが受けられます。

◆名古屋ビジネスインキュベータ（nabi／金山、nabi／白金）

創業間もない企業や新分野進出を図る企業などを対象とした賃貸型の施設を2か所設置しています。

(1) メインルーム

名 称	名古屋ビジネスインキュベータ (nabi／金山)	名古屋ビジネスインキュベータ白金 (nabi／白金)
本 市 の 支 援 施 策	(1)財政支援 入居時に創業後5年以内の中小企業に対し、入居後5年間にわたり、テナント賃借料（賃料・共益費）の30%を減額（年限度額150万円） ※制度の詳細は、16ページをご覧ください。 (2)技術開発・経営管理支援 大学・市関係機関の専門家による研修会や相談等 (3)その他 専任のインキュベーションマネージャーが企業経営全般をバックアップ	
入 居 対 象	【中小企業】 以下のいずれかを満たすこと ・新事業・新分野へ進出を目指す企業であること ・グリーンやデジタルなど成長の潜在可能性のあるテクノロジーや社会課題へ対応し、付加価値向上を図る企業であること、またはその支援を行う企業であること 【大 企 業】 上記の実績が5年以内であること（ただし、条件があります。）	
所 在 地	名古屋市中川区尾頭橋四丁目13番7号 （JR尾頭橋駅下車徒歩約3分）	名古屋市昭和区福江二丁目9番33号 （金山総合駅下車徒歩約14分） （地下鉄東別院駅下車徒歩約12分）
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造5階（一部6階）建	鉄骨鉄筋コンクリート造4階（一部5階）建
貸 室 (メインルーム)	約25㎡×10室、約50㎡×15室	約20㎡×3室、約25㎡×3室 約35㎡×12室、約50㎡×20室 約80㎡×13室
共 同 利 用 施 設	商談コーナー、会議室、休憩室、シャワールーム 等	
設 備 仕 様	セキュリティカードによる入退室管理等の高度なセキュリティ、フリーアクセスフロア、光ケーブル敷設可能	

入居条件	20㎡以上45㎡未満 賃料…2,900円/㎡・月、共益費…900円/㎡・月（税抜） 45㎡以上75㎡未満 賃料…2,600円/㎡・月、共益費…900円/㎡・月（税抜） 75㎡以上 賃料…2,300円/㎡・月、共益費…900円/㎡・月（税抜） ※減額制度あり（支援施策(1)参照） ※保証金…月額賃料の3か月分相当額 ※フリーレント制度あり…2年以上入居予定の方 賃料・共益費3か月無料
入居期間	5年間入居可能（契約期間は1年とし、4回まで更新可能）
入居審査	入居にあたって審査あり

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社創業支援施設課

電話:883-8711 FAX:882-0566

ホームページ:<https://nabinabi.biz/>



(2) 創業ルーム「アクションドリームナビ」

貸室を小さく区画し、名古屋市の創業支援制度利用後の創業準備者等を対象に、低額で貸与しています。

名 称	nabi / 金山 創業ルーム・女性創業ルーム	nabi / 白金 創業ルーム
入居対象	名古屋市の創業支援制度を利用した創業前又は創業後5年以内の中小企業者（個人及び法人）。 【対象制度】 ・名古屋創業準備ルーム等、名古屋市創業支援等事業計画に定めた特定創業支援等事業（22ページ参照） ・スタートアップ企業支援補助金 ・名古屋市新事業支援センターの窓口相談 ※4回以上の実施を条件とする ・名古屋市小規模事業金融公社の創業・事業展開支援資金 ・名古屋市信用保証協会の新事業創出資金	
所在地	名古屋市市中川区尾頭橋四丁目13番7号 名古屋ビジネスインキュベータ （nabi / 金山）	名古屋市昭和区福江二丁目9番33号 名古屋ビジネスインキュベータ白金 （nabi / 白金）
貸 室	約10㎡×9室（一部は女性専用区画）	約12㎡×12室
	※従来の部屋をパーティションで区切ったものです。	
入居条件	賃料・共益費…無料 保証金 …なし 負担金 …15,000円/室・月 （消費税込み） 光熱費・インターネット通信費…無料	賃料・共益費…無料 保証金 …なし 負担金 …18,000円/室・月 （消費税込み） 光熱費・インターネット通信費…無料

入居期間	2年間入居可能（契約期間は1年とし、1回まで更新可能）
入居審査	入居にあたって審査あり

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社創業支援施設課

電話:883-8711 FAX:882-0566

ホームページ:<https://nabinabi.biz/roomplan/sogyoroom>



(3) 名古屋創業準備ルーム「Dream nabi☆」

市内で創業を目指す方を対象に、創業準備のための小規模スペースを無料で提供しています。

利用対象	以下のいずれの要件も満たす方 ①名古屋市内で概ね12か月以内を目標に中小企業者として開業を目指す方 ②事業の計画が公序良俗に反しないこと ③申込日現在、市税の滞納がないこと 等
所在地	名古屋市昭和区福江二丁目9番33号 名古屋ビジネスインキュベータ白金（nabi／白金）内
貸室	6～7㎡×14区画 ※従来の部屋を、簡易なパーティションで区切ったものです。 ※専用デスク・椅子・ロッカーを完備
利用料	無料（ただし、登録料5,000円が必要） ※光熱費・インターネット通信費無料
利用期間	6か月以内
利用審査	利用にあたって審査あり

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社創業支援施設課

電話:883-8711 FAX:882-0566

ホームページ:<https://nabinabi.biz/roomplan/dreamnabi>



◆サイエンス交流プラザ（インキュベータールーム）

研究者相互の交流や大学・企業の研究者との連携を促進する「サイエンス交流プラザ」内に設置され、全室ユニットバス付きで、商談室も完備しています。

入居対象	先端的産業分野の研究開発に意欲的に取り組む方
本市の支援施策	(1)財政支援 入居時に創業後5年以内の中小企業に対し、入居後5年間にわたり、テナント賃借料（賃料・共益費）の30%を減額（年限度額 150万円） ※制度の詳細は、16ページをご覧ください。 (2)インキュベーションマネージャーによる経営・技術面などの支援 (3)その他 各種情報提供、入居企業間の交流促進など
所在地	名古屋市守山区桜坂五丁目301番地 （ガイドウェイバス「穴ヶ洞」バス停下車徒歩約1分）
構造・規模	鉄筋コンクリート造平屋建
貸室	10室（24.16㎡～30.06㎡）
共同利用施設	商談室、会議室（有料）、交流ラウンジ、レストラン、駐車場（有料）等
設備仕様	電子キーによる入退室管理等の高度なセキュリティ、フリーアクセスフロア、光ケーブル敷設、ユニットバス
賃料	77,312～96,192円／月（税込） （電気料金、ガス料金、水道料金、共益費を含みます。） ※減額制度あり（支援施策(1)参照）
入居期間	原則5年以内（更新可）
入居審査	入居にあたって選定委員会による審査あり

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社研究推進部研究開発支援課

電話：736-5680 FAX：736-5685

ホームページ：<https://www.nipc.or.jp/nsp/plaza.html>



◆クリエイション・コア名古屋

新事業創出に取り組む中小企業等を支援する施設で、実験や試作開発向きの部屋のほか生産開発に適した部屋もあります。

本 市 の 支 援 施 策	(1)財政支援 入居時に創業後5年以内の中小企業に対し、入居後5年間にわたり、テナント賃借料（賃料・共益費）の30%を助成（年限度額 150万円） ※制度の詳細は16ページをご覧ください。 (2)各種情報提供、入居企業間の交流促進など
入 居 対 象	・新事業創出型事業施設を高度技術の開発・利用に供することにより、新製品の開発または新分野への進出を図ろうとする方 ・経営に必要な資力及び信用を有し、かつ、賃料の支払い能力のある方
所 在 地	名古屋市守山区桜坂四丁目201番地 （ガイドウェイバス「志段味サイエンスパーク」バス停下車徒歩3分）
構造・規模	鉄骨造2階建
貸 室	生産開発室・事務室 256㎡×3室 実験開発室 97㎡×4室 試作開発室 52㎡×4室、74㎡×8室 合計 19室
共同利用施設	交流ホール、打合せコーナー、会議室、リフレッシュコーナー、エレベーター、自動販売機、駐車場ほか
設 備 仕 様	給排水、24時間機械警備、都市ガス、通常回線5～7回線、ADSL及び光ケーブル対応可
入 居 条 件	賃料 生産開発室・事務室 535,040円／月 その他 137,280～256,080円／月 （共益費を含む。税抜） ※助成制度あり（支援施策(1)参照） 敷金 月額賃料の3か月分相当額
入 居 期 間	原則5年以内（更新可）

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構

中部本部企業支援部支援推進課

電話：201-3068 FAX：220-0517

クリエイション・コア名古屋 I M 室

電話：736-3909 FAX：736-3909

ホームページ：<https://www.smrj.go.jp/incubation/nagoya/>



◆名古屋医工連携インキュベータ（NALIC）

地域の大学等が持つ医工連携・ライフサイエンス分野の技術シーズ等を事業化するスタートアップ企業を支援する施設です。

本 市 の 支 援 施 策	(1)財政支援 入居時に創業後5年以内の中小企業に対し、入居後5年間にわたり、テナント賃借料（賃料・共益費）の30%を助成（年限度額 150万円） ※制度の詳細は、16ページをご覧ください。 (2)インキュベーションマネージャーによる経営支援 (3)各種情報提供、入居企業間の交流促進など		
入 居 対 象	主としてライフサイエンス・医工連携分野で、大学の研究成果あるいは大学との共同研究、技術指導等により、新規事業を行おうとする方		
所 在 地	名古屋市千種区千種二丁目22番8号 （JR・地下鉄千種駅・鶴舞駅下車徒歩13分）		
構造・規模	鉄骨4階建		
貸 室	オフィス	5室	(30㎡×4室、60㎡×1室)
	試作研究室	4室	(60㎡×4室)
	実験室	37室	(30㎡×22室、60㎡×15室)
	P2実験室	4室	(30㎡×4室)
	合計	50室	
共同利用施設	交流ラウンジ、セミナールーム、コミュニケーションルーム、駐車場（有料）等		
設 備 仕 様	機械警備、高速通信回線対応可能（光ファイバー）、電話回線完備、個別エアコン、全熱交換機等		
入 居 条 件	賃料…オフィス	99,000円／月	または198,000円／月
	試作研究室	224,400円／月	
	実験室	112,200円／月	または224,400円／月
	P2実験室	188,100円／月	
	（共益費を含む。税抜） ※助成制度あり（支援施策(1)参照） 敷金…月額賃料の3か月分相当額		
入 居 期 間	原則5年以内		

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構

中部本部企業支援部支援推進課

電話:201-3068 FAX:220-0517

名古屋医工連携インキュベータ I M室

電話:744-5110 FAX:744-5160

ホームページ:<https://www.smrj.go.jp/incubation/nalic/>



◆デザインラボ

ナディアパーク・デザインセンタービルにあり、新規ビジネスを目指すデザイン関連企業やデザイン関連事務所等にスペースを提供しています。

本 市 の 支 援 施 策	入居時に創業後5年以内の中小企業に対し、入居後5年間にわたり、テナント賃借料（賃料・共益費）の30%を助成（年限度額 150万円） ※制度の詳細は16ページをご覧ください。
入 居 対 象	- 一定のデザイン開発力を持ち、新規事業化を目指す中小企業 - 独創性にすぐれたデザイン力、斬新な企画力やアイデアを持ったデザイン関連事務所、大学等 - デザイン重視の商品開発などにチャレンジする企業 - デザインを核とする新規事業展開を目指す事業体 - 開発型の創業期企業など
所 在 地	名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパーク・デザインセンタービル7階
構 造・規 模	鉄骨鉄筋コンクリート造 12階建ての7階部分
貸 室	9室（32.2㎡～85.12㎡）
設 備 仕 様	空調設備：中央監視室集中管理によるファンコイルユニット方式及び個別空調 入退出管理：カードエントリー方式 TVアンテナ：施設共聴によるCATV端子 照明設備：グレアレス照明 コンセント設備：フリーアクセスフロア方式の採用
入 居 条 件	賃料…1,400円/㎡・月又は1,750円/㎡・月（税抜） 共益費…1,300円/㎡・月（税抜） ※助成制度あり（支援施策参照） 保証金…賃借料（賃料・共益費）の3か月分相当額
入 居 期 間	原則10年間
入 居 審 査	入居にあたって審査委員会による審査あり

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社国際デザインセンター

電話：265-2100 FAX：265-2107

◆なごのキャンパス（旧那古野小学校施設活用事業）

平成30年3月に策定された旧那古野小学校施設活用方針に基づき、平成30年度に公募により決定した民間事業者により、令和元年10月に運営を開始したインキュベーション施設です。

区 分	コワーキングスペース 「HOME ROOM」	シェアオフィス	プライベート オフィス
本 市 の 支 援 施 策	財政支援（プライベートオフィスのみ）：入居時に創業後5年以内の中小企業に対し、入居後5年間にわたり賃借料等の30%を助成（年限度額150万円）※制度の詳細は16ページをご覧ください。		
対 象	・スタートアップ企業、創業予定者 ・スタートアップ企業と提携可能な企業 ・新規事業の立上げを検討・立ち上げ後間もない企業または個人 ・スタートアップコミュニティに資するすべての企業又は個人		
所 在 地	名古屋市西区那古野二丁目14番1号（旧那古野小学校）		
貸室・席数	80席	NORTH 20席 WEST 28席	28室
付 帯 施 設	会議室（12名～18名用）、旧音楽室（30名用）、体育館、グラウンド		
設 備 仕 様	フリー Wi-fi/フリードリンク/複合機/レンタルスペース料金半額 /住所利用サービス（郵便ポスト設置・登記・住所利用可能）5,000円/月等		
	ロッカー利用3,000円/月	コワーキングスペース利用可	
料金(税別)等 ※平日 (10:00- 21:00) ※休日 (土日祝 10:00- 18:00)	初期費用:10,000円 平日会員:個人15,000円/ 月・法人18,000円/月 休日会員:個人7,000円/ 月・法人 10,000円/月 フルタイム会員: 個人18,000円 /月・法人20,000円/月 ドロップイン(一日利用): 1,500円/日	初期費用:20,000円、 預託金会費2か月分 固定席(24h利用可): NORTH 30,000円/席・月 WEST 40,000円/席・月	お問い合わせ ください。
審 査	あり		

【お問合せ先】

なごのキャンパス 電話:527-8700

ホームページ:<https://nagono-campus.jp>

(トヨタ不動産株式会社、名古屋商工会議所、株式会社R-pro、株式会社LEO、Tongaliプロジェクト)



◆ナゴヤイノベーターズガレージ (NAGOYA INNOVATOR'S GARAGE)

名古屋圏の経済のさらなる発展をめざし、企業の新たな価値の創出を促進するため、名古屋市、一般社団法人中部経済連合会、株式会社国際デザインセンターが連携し、令和元年7月に企業の交流・共創を促すイノベーション拠点として開設した、コワーキングスペースやイベントスペースを備えた施設です。

令和4年7月には3階を拡張オープンしました。

本 市 の 支 援 施 策	専門家による支援：専門家や先輩起業家による無料相談対応を実施
対 象	施設の趣旨に沿った法人あるいは個人
所 在 地	名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパークデザインセンタービル3階・4階
エ リ ア コ ン セ プ ト	〈4階〉 コラボレーションエリア：150名規模のイベントが開催可能な多目的エリア プレゼンテーションエリア：50名規模のイベントが開催可能なエリア ミーティングルーム：会議等が開催可能な部屋 〈3階〉 ナゴヤイノベーターズガレージや名古屋市、Tongaliが開催する各種プログラムの参加者が新規事業創出を目指すためのたまり場
設 備 仕 様	Wi-Fi、移動式ホワイトボード、モニター
料 金 等	個人会員 年60,000円 記名式で登録本人のみ利用 法人会員 年360,000円 無記名式で、登録1法人あたり3名まで同時利用
審 査	あり

【お問合せ先】

ナゴヤイノベーターズガレージ（一般社団法人中部圏イノベーション推進機構）

ホームページ：<https://garage-nagoya.or.jp/>

経済局産業労働部産業企画課（産業企画担当） 電話：972-2412



5. 名古屋ビジネスインキュベータ等入居企業への補助・減額

名古屋ビジネスインキュベータ等に入居する場合、下記の補助・減額制度を利用することができます。

区 分	減額制度	補助制度
対 象 事 業 者	創業後5年以内に以下の施設に入居した者（一定の要件あり）	
	①名古屋ビジネスインキュベータ（nabi/金山） ②名古屋ビジネスインキュベータ白金（nabi/白金） ③サイエンス交流プラザインキュベータルーム	④クリエイション・コア名古屋 ⑤名古屋医工連携インキュベータ ⑥デザインラボ ⑦なごのキャンパス
対 象 経 費	当該年度の4月分から3月分までのテナント賃借料（共益費を含み、敷金、礼金、保証金、光熱水費などを除く）	
補助(減額)率・補助(減額)限度額	・補助（減額）率 対象経費の30%以内 ・補助（減額）限度額 150万円 （市外に本社があり入居に際し本社を併せて移転した場合は50万円の加算があります。）	
対 象 期 間	5年以内	
お問合わせ先	施設①②に関すること 経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当） 電話:735-2100 施設③④⑤に関すること 経済局イノベーション推進部次世代産業振興課 電話:972-2419 施設⑥⑦に関すること 経済局産業労働部産業企画課（産業企画担当） 電話:972-2412	

6. 新事業展開のためのその他事業

◆スタートアップ・エコシステムのグローバル化推進「Tech GALA Japan」

海外や首都圏から起業家や投資家等呼び込むとともに、当地域のスタートアップ企業の海外展開を促進し、スタートアップ・エコシステムのグローバル化を推進するため、大規模イベント「TechGALA Japan」を開催します。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部スタートアップ支援課

電話:972-3046 FAX:972-4135

ホームページURL: <https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000176468.html>



◆スタートアップまちなか実証推進事業「NAGOYA CITY LAB」

まちなかの至る所で社会実証が活発に行われる「世界の実証実験都市なごや」を目指し、先進技術の実証及び実装を推進します。

	①社会実証のマッチング	②社会実証プロジェクトの実施	③報告会の開催等
内 容	まちなかにある複合施設や複数の店舗等による民間フィールドの社会課題と先進技術を有するスタートアップ企業による解決策の提案とのマッチングを実施	実証プロジェクトを組成し、マネジメントや実証経費の支援等を実施することにより、民間フィールドにおける社会実証を推進	各プロジェクトについて、実証結果を取りまとめ、報告会や情報発信を実施
実施時期	4～8月頃	8～2月頃	3月頃

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部スタートアップ支援課

電話:972-3046 FAX:972-4135

ホームページURL: <https://nagoya-city-lab.jp/>



◆グローバルスタートアップ創出促進事業「GLOW TECH NAGOYA」

世界に通用するトップレベルのスタートアップ企業を創出するとともに、スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」を対象とした国の支援につなげるため、グローバル展開を目指すスタートアップ企業の急速な成長を支援するプログラムを実施します。

内 容	シリコンバレーで活躍する大学教授や起業家等から講義や助言を受け、世界で通用するための起業家マインドやビジネス戦略を習得するためのプログラムを実施
対 象	東海4県(愛知・岐阜・三重・静岡)においてビジネスを展開している、またはビジネス展開を予定している者
開催時期	7～10月頃
U R L	https://glowtech.nagoya

※上記は昨年度の内容等をもとにした想定で、変更する可能性があります。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部スタートアップ支援課

電話:972-3046 FAX:972-4135



◆起業家等交流事業（スタートアップブランド形成事業）「NAGOYA CONNECT」

開催日時	原則、毎月第2・第4金曜の17時～21時
開催会場	原則、なごのキャンパス+オンライン
申込時期	随時
URL	https://venturecafetokyo.org/programs/nagoya-connect/

多様な人材によるコミュニティの形成と発信を図るため、世界的に著名な「Venture Café（ベンチャーカフェ）」と連携した起業家等交流プログラム「NAGOYA CONNECT（ナゴヤ コネクト）」を開催します。

※上記は昨年度の内容等をもとにした想定で、変更する可能性があります。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部スタートアップ支援課

電話:972-3046 FAX:972-4135



◆イノベーション拠点を核とした共創促進事業

イノベーションを実現する人材が育ち・集い、進化し続ける都市を目指すため、イノベーション拠点を核として、都心地区での民間プログラムを支援するほか、実証・共創・交流の場を提供します。

①民間プログラムへの支援

都心地区で実施される起業家向け支援プログラム等への補助を行い、特色ある民間プログラムの集積を図ります。

②実証・交流の場の提供

先進技術等の体験・展示のほか、イノベーション拠点等においてイノベーター等が交流するイベントを開催します。

③スタートアップと事業会社等との共創促進

当地域内におけるスタートアップと事業会社等の共創を促進するため、マッチング及び伴走支援を実施するとともに共創促進イベントを開催します。

【お問合せ先】

①について 経済局産業労働部中小企業振興課(経営支援担当)

電話：735-2100 FAX：735-2104

②について 経済局産業労働部産業企画課(産業企画担当)

電話：972-2412 FAX：972-4136

③について 経済局イノベーション推進部スタートアップ支援課

電話：972-3046 FAX：972-4135



ホームページ:URL <https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000176604.html>

◆地域経済グローバル化推進事業

地域経済のグローバル化を図るため、本市に進出可能性のある外国企業を調査・抽出し、進出意欲の高い企業については当地域の企業とのビジネスマッチング等を実施します。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

電話：972-2422 FAX：972-4135

◆外国企業誘致促進事業

外国企業の当地域への進出を促進するため、伴走型支援や当地域ものづくり企業等とのビジネスマッチング等を実施します。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

電話:972-2422 FAX:972-4135

◆先進技術社会実証支援等事業「Hatch Technology NAGOYA」

本市において先進技術の有用性を広く周知するとともに、先進技術の研究開発や社会実装を促進するため、社会実証にかかる支援を実施します。

	①課題提示型支援事業	②フィールド活用型支援事業
内容	本市が提示する課題を解決するための先進技術を活用した社会実証について、マネジメントや経費の支援等を実施	施設等のフィールドを活用した社会実証について、産学官によるネットワークコミュニティにおいて、先進技術を有する企業の提案とのマッチングや実証に向けたマネジメント等を実施
URL	https://www.hatch-tech-nagoya.jp/	

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部次世代産業振興課

電話:972-2418 FAX:972-4135



◆イノベーター創出促進事業「NAGOYA BOOST 10000」

イノベーションの担い手を創出するため、起業や新規事業の開発を目指す人材を育成するプログラムや投資家等へのプレゼンテーションイベントを実施します。

	イノベーター育成プログラム	プレゼンテーションイベント
対 象	起業や新規事業開発を目指す方	一般
開催時期	7, 8月頃～2月頃	2月頃
申込時期	6月頃	1月頃
U R L	https://nagoyaboost.jp/	

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部次世代産業振興課
電話:972-2418 FAX:972-4135



◆研究開発型イノベーション創出支援事業「NAGOYA RESEARCH BRIDGE」

当地域におけるイノベーション創出に向けて、大学・研究機関と連携して新製品等の研究開発に取り組む企業を支援します。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部次世代産業振興課
電話:972-2419 FAX:972-4135



◆ものづくり企業等支援拠点の運営

新事業開発に取り組む企業を技術面からサポートするため、工業研究所内に試作補助等の支援拠点「Nagoya Musubu Tech Lab」を設置し、名古屋発の新技術・新製品開発を支援します。

場 所	工業研究所電子技術総合センター1階
設 置 機 器	・各種3Dプリンタ 等
利 用 時 間	火曜日～金曜日 13時～16時（ただし予約制、年末年始・祝休日除く）
支 援 内 容	・新製品開発に向けたセミナー・講演会等の開催 ・3Dプリンタ等の機器利用 ・利用登録企業が保有するシーズ・ニーズの情報発信とマッチング 等

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所支援総括課 電話:661-3161 FAX:654-6788
ホームページ:<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



(参考) 児童・生徒向け人材育成

◆小中高生起業家人材育成事業

起業家精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材を育成し、次世代の起業家の創出を促進するため、成長段階や関心に応じた各種プログラム等を実施します。

区 分	対 象	概 要
起業家入門 プログラム	小学生等	ゲームを通じて社会や経済の仕組みを学ぶワークショップや保護者とともにアイデア創出を学ぶワークショップを実施
起業家教育授業	小学生 中学生	教育委員会と連携し、学校教育におけるキャリア教育の一環として起業家教育を実施
IT・AI活用 起業体験 プログラム	中学生 高校生	IT・AIを活用したプログラミング学習や起業を体験するワークショップを実施
ディープテック プログラム	高校生	大学と連携し、宇宙をテーマにした実践的なワークショップや、最先端技術の海外視察を実施

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部スタートアップ支援課

電話:972-3046 FAX:972-4135



7. 名古屋市創業支援等事業計画

名古屋市では、市内の開業率の向上や地域の活性化、雇用の確保を目指すため、産業競争力強化法に基づいて「名古屋市創業支援等事業計画」を策定し、平成26年6月20日に国の認定を受けました。

これにより、この計画に定める「特定創業支援等事業」を受け、本市が「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」を交付した創業者は、国による支援施策を受けることができます。

(1) 特定創業支援等事業とは

1か月以上かつ4回以上の継続的な支援により、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業のことです。名古屋市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業は、下の表のとおりです。事業の詳細については、各事業者にお問い合わせください。

事業名	事業者	内容
窓口事業	名古屋商工会議所 相談センター TEL:223-5764	窓口において専門家による1か月以上かつ4回以上の継続的な支援 https://www.nagoya-cci.or.jp/keiei/tokutei-sougyou.html 
インキュベーション事業	(公財)名古屋産業振興公社 創業支援施設課 TEL:883-8711	創業準備ルーム（ナビ白金内）の利用者に対し一連のセミナーを開催 https://nabinabi.biz/roomplan/dreamnabi 
創業塾・セミナー等	名古屋商工会議所 創業・専門相談担当 TEL:223-5760	創業に関する基礎知識を講義する創業塾を開催 https://www.nagoya-cci.or.jp/keiei/sougyoujuku.html 
	名古屋経済局産業労働部 中小企業振興課 TEL:052-735-2100 (公財)名古屋産業振興公社 名古屋市新事業支援センター TEL:052-735-0808	創業者に対し経営に関する知識・ノウハウを習得するためのセミナーを開催 https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000176398.html 

市の担当部署（証明書申請先）

経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当） 電話：735-2100

◇ 特定創業支援等事業により支援を受けたことによる国の支援施策

●会社設立時の登録免許税の軽減

対 象	創業を行おうとする方又は創業した日以降5年を経過していない個人
支 援 の 内 容	株式会社又は合同会社を設立する場合 資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合3万円の軽減）
注 意 事 項	※ 登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。 ※ 特定創業支援等事業により支援を受けた方のうち、会社設立後の方が組織変更を行う場合は、登録免許税の軽減を受けることはできません。 ※ 名古屋市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合または会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。
証明書の提出先	法務局（証明書の原本を提出）

●創業関連保証の特例

対 象	事業開始6か月前から創業後5年未満の方
支 援 の 内 容	無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用の対象となります。（別途、審査を受ける必要があります。）
注 意 事 項	※信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。 ※名古屋市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合でも、創業関連保証の特例を活用することができます。
証明書の提出先	信用保証協会または金融機関（証明書の写し可）

●日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ

新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を使用することが可能です。	
注意事項	※名古屋市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、貸付利率の引き下げを受けることができません。
証明書の提出先	日本政策金融公庫（証明書の写し可）

◇ 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明

● 証明書の交付対象者

特定創業支援等事業により支援を受けた次の①又は②に該当する方

- ①創業を行おうとする方（事業を営んでいない個人）
- ②創業後5年未満の方（事業を開始した日以降5年を経過していない個人又は法人）

● 手続きの流れ

- ①特定創業支援等事業による支援を1か月以上受ける。



- ②証明書の交付申請をする。

「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書」に必要な事項をご記入の上、持参又は郵送で市の担当部署（証明書申請先）に提出してください。（提出部数1部）

※申請書は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

※申請期限は、令和9年3月24日までです。

※申請される際には、事前に市の担当部署（証明書申請先）までご連絡ください。



- ③証明書の交付

証明書発行の要件を満たしていることを確認し、概ね1週間程度で証明書を交付します。交付手数料は無料です。

※証明書は即日交付ではありません。余裕をもってご申請ください。

【注意事項】

- ①証明書は特定創業支援等事業により支援を受けたことを証明するものであり、国による支援施策を受けられることを保証するものではありません。
- ②証明書の有効期限は、令和9年3月31日又は開業の日から5年を経過しない日のいずれか早い日となります。また、法改正等により「国による支援施策」が変更・終了することがあります。

【お問合せ先】

経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当）

電話:735-2100 FAX:735-2104

(2) その他の創業支援等事業

(この事業を受けても名古屋市による証明は交付されません)

事業名	事業者	内容
窓口事業	(公財)名古屋産業振興公社 新事業支援センター TEL:735-0808	新事業支援センターにおける窓口相談 詳しくは1ページ参照 https://www.nipc.or.jp/new-biz/ 
	守山商工会 TEL:791-2500 鳴海商工会 TEL:896-3331 有松商工会 TEL:621-0178	名古屋産業振興公社、名古屋商工会議所と連携して窓口相談を実施
インキュベーション事業	(公財)名古屋産業振興公社 創業支援施設課 TEL:883-8711	ナビ金山・ナビ白金への入居者に対する支援 詳しくは16ページ参照 https://nabinabi.biz/ 
	(公財)名古屋産業振興公社 研究推進部研究開発支援課 TEL:736-5680	サイエンス交流プラザへの入居者に対する支援 詳しくは16ページ参照 https://www.nipc.or.jp/nsp/plaza.html 
	(独)中小企業基盤整備機構 中部本部企業支援部支援推進課 TEL:201-3068	クリエイション・コア名古屋、名古屋医工連携インキュベータへの入居者に対する支援 詳しくは16ページ参照 https://www.smrj.go.jp/incubation/nagoya/ https://www.smrj.go.jp/incubation/nalic/ 
	(公財)名古屋産業振興公社 国際デザインセンター TEL:265-2100	デザインラボへの入居者に対する支援 詳しくは16ページ参照
創業塾・セミナー等	株式会社日本政策金融公庫名古屋 創業支援センター(国民生活事業) TEL:561-6305	「女性創業支援セミナー」等を開催 https://www.jfc.go.jp/n/finance/sougyou/index.html 
	イーブルなごや指定管理者 有限会社アイ・ティー・オー TEL:331-5288	「女性起業家ビギナーズサロン」等を開催 https://e-able-nagoya.jp/ 
資金円滑化への支援	(公財)名古屋市中規模事業金融公社融資課 TEL:735-2123	市内で新規開業するかまたは営業実績が6か月未満の市内の会社・個人に対し、直接融資する制度(創業・事業展開支援資金及び成長応援資金)を実施 https://nb-fun.jp/ 
	名古屋市信用保証協会 TEL:212-3011	市内で新規開業するかまたは開業後5年未満の市内の会社・個人に対し、各取扱金融機関から融資を受ける際に信用保証を付与する制度(新事業創出資金)を実施 https://www.cgc-nagoya.or.jp/ 
創業者への助成	名古屋市経済局産業労働部 中小企業振興課 TEL:735-2100	市内で新たに創業する方や創業後5年以内の市内中小企業者に対して、創業時等の経費の一部を助成(スタートアップ企業支援補助金) 詳しくは2ページ参照

Ⅱ 経営力向上のための支援策

1. 各種経営相談

◆小規模企業向けの相談（小規模企業経営力強化支援事業）（無料）

小規模企業経営アドバイザーが市内の小規模企業に直接訪問し、経営課題解決のためのご相談にお応えします。

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター

電話:735-0808 FAX:735-2065

ホームページ:<https://www.nipc.or.jp/new-biz/diagnosis/>



◆創業・経営の窓口相談

経営、市場開拓、会計・経理、IT、知的財産など経営上のお悩み、お困りごとに専門家がお応えします。また法律に関する経営上のトラブルなどのご相談は弁護士が、金融に関するご相談は金融機関OBなどの専門の相談員が対応いたします。（相談無料、事前予約制）

相談内容	相談員	開設場所
経営全般 市場開拓 会計・経理 IT 知的財産 等	中小企業診断士 税理士 弁理士 等	（公財）名古屋産業振興公社 名古屋市新事業支援センター
法 律	弁 護 士	名古屋市経済局中小企業振興課
金 融	金融機関OB等	

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター

電話:735-0808 FAX:735-2065

ホームページ:<https://www.nipc.or.jp/new-biz/consult/>

経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当）

電話:735-2100 FAX:735-2104



◆専門家派遣事業

中小企業診断士などの専門家が企業に直接お伺いして、工場や店舗などの現場を見ながら、具体的な経営改善策についてアドバイスを行います。(相談無料)

名 称	対 象	内 容
専門家派遣事業	名古屋市内の 中小企業	個別の経営上のお悩みに対し、最も適した専門家（中小企業診断士等）を選んでみなさまの事業所へ派遣します。店舗をお持ちの方や工場の作業改善など現場でのアドバイスが必要な相談にお勧めです。 (派遣回数は2回まで)

【お問合せ先】

(公財)名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター

電話:735-0808 FAX:735-2065

ホームページ:<https://www.nipc.or.jp/new-biz/diagnosis/>



◆BCPに関する相談

名古屋市新事業支援センターでは、中小企業のBCP策定に関するご相談に応じえています。専門家派遣事業の制度を利用して、BCPの専門家が企業を訪問し、策定を支援します。(相談無料、派遣回数は4回まで)

*BCP（事業継続計画）とは：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

【お問合せ先】

(公財)名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター

電話:735-0808 FAX:735-2065

ホームページ:<https://www.nipc.or.jp/new-biz/diagnosis/>



◆工業技術に関する相談

名古屋市工業研究所では、さまざまな技術課題について、専門の職員がご相談にお応えしています。簡単な指導・相談は無料です。詳しくは45ページをご覧ください。

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所支援総括課

電話:661-3161 FAX:654-6788

ホームページ:<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



◆情報コーナー

経済局産業労働部中小企業振興課（中小企業振興センター）情報コーナーでは、中小企業の経営に関する情報の提供、相談に応じるほか、中小企業の経営に役立つ雑誌、図書などを閲覧に供しています。また企業の合理化や社内研修・自己啓発に役立つ各種ビデオ・DVDの貸出を下記のとおり行っています。

- 貸出本数：1回につき5本まで
- 貸出期間：貸出日の翌日から7日間
- 利用料金：無料
- 利用対象：名古屋市内の中小企業者、市内在住・在勤の方

【お問合せ先】

経済局産業労働部中小企業振興課（中小企業振興センター）情報コーナー
電話:735-2100 FAX:735-2104

2. セミナー等事業

名古屋市では、市内中小企業を対象に各種セミナー等を開催しています。

◆BCP関連のセミナー

災害時の企業の対応力強化と産業基盤の早急な復旧を図るためBCPに関する各種セミナーを無料で開催しています。

＊BCP（事業継続計画）とは：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

【お問合せ先】

経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当）
電話:735-2100 FAX:735-2104

◆分野別セミナー（DX等）

DXセミナーをはじめとした各種セミナーを開催致します。具体的な内容は名古屋市新事業支援センターホームページでお知らせ致します。

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター
電話:735-0808 FAX:735-2065
ホームページ:<https://www.nipc.or.jp/new-biz/>



◆デザイン活用によるサステナブルビジネス展開支援事業

中小企業の競争力強化を図るため、SDGsの推進につながる新商品・新サービスの開発や広報・マーケティング戦略等に関して、各社の取組みに応じて中小企業診断士やデザイナーなど専門家による伴走支援を行います。

【お問合せ先】

経済局産業労働部産業企画課（企画・クリエイティブ産業振興担当）

電話：972-3104 FAX：972-4136

ホームページ：<https://www.sustain-nagoya.net>



◆事業承継連携支援事業

中小企業の円滑な事業承継の促進を図るため、愛知県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、中小企業の経営者や後継者等を対象に、事業承継を支援するためのセミナーを開催します。

【お問合せ先】

経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当）

電話：735-2100 FAX：735-2104

◆技術者向け研修

（公財）名古屋産業振興公社及び名古屋市工業研究所では、中小企業に従事する技術者の技術水準向上を図るために、各種研修を開催しています。詳しくは49ページをご覧ください。

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社産業連携推進部ものづくり人材育成課

電話：654-1653 FAX：661-0158

ホームページ：<https://www.nipc.or.jp/>

名古屋市工業研究所支援総括課

電話：661-3161 FAX：654-6788

ホームページ：<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



3. 各種融資制度

名古屋市では、中小企業を支援するため、必要な事業資金を円滑に調達することができるよう融資制度を設けています。中小企業の方が利用しやすいよう、原則として、長期・低利・固定金利となっています。

◆名古屋市信用保証協会の信用保証付き融資制度

名古屋市信用保証協会の信用保証を付けて、各取扱金融機関から融資を受ける制度です。信用保証料が別途必要となります。なお、融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

【事業者選択型経営者保証非提供制度】

保証付き融資制度を利用する場合、国が定める要件（34ページ※4ア～オ）に全て該当することで、信用保証料を上乗せ（0.25%または0.45%）して経営者保証不要を選択することができます（法令や制度要件により経営者保証を不要とする場合等を除く）。

融資制度の種類		融資対象者	融資条件					
			融資限度額	資金使途	融資利率		融資期間	
小規模企業向けの事業資金	小規模企業等振興資金	通常資金	市内で事業を営む従業員数が50人（商業・サービス業30人）以下の会社・個人・企業組合・医療法人・NPO法人等	5,000万円	設備・運転	年1.5%	3年以内	
						年1.6%	5年以内	
						年1.7%	7年以内	
	小口資金	市内で事業を営む従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人）以下の会社・個人・企業組合・医療法人等で、国の定める小口零細企業保証の利用ができること	2,000万円 ※ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高との合計で、2,000万円以内	設備・運転	年1.8%	10年以内		
					年1.3%	3年以内		
					年1.4%	5年以内		
経営の強化を図る前向き資金	経営強化支援資金	大口資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等	1億5,000万円	設備	年1.5%	7年以内	
						運転	年1.6%	10年以内
							年1.7%	10年以内
					設備		年1.1%	3年以内
						年1.2%	5年以内	
						年1.3%	7年以内	
（※1）	年1.4%	10年以内						
	年1.5%	1年以内						
	年1.6%	3年以内						
	年1.7%	5年以内						
	年1.8%	7年以内						

融資制度の種類				融資対象者		融資条件					
						融資限度額		資金用途	融資利率	融資期間	
経営の安定が必要な時の資金	経済変動対策資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第1号から第4号までまたは第6号のいずれかの認定を受けていること			1億円 （令和8年3月31日まで）		設備・ 運転	年1.3%	3年以内		
								年1.4%	5年以内		
								年1.5%	7年以内		
								年1.6%	10年以内		
		市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号、第7号または第8号のいずれかの認定を受けていること			8,000万円 ※ただし、5号認定を受けている場合は1億円以内（令和8年3月31日まで）		設備・ 運転	年1.4%	3年以内		
								年1.5%	5年以内		
								年1.6%	7年以内		
								年1.7%	10年以内		
	環境適応資金	経済対策特別資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、最近3か月の月平均売上高または月平均売上高総利益率もしくは月平均売上高営業利益率が、前年同期または2年前同期に比べて3%以上減少していること			8,000万円 ※ただし、経済対策特別資金については1億2,000万円 （令和8年3月31日まで）		設備・ 運転	年1.4%	3年以内	
									年1.5%	5年以内	
		再生支援資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業活性化協議会等の支援等を受け、再生計画の策定を完了していること						年1.6%	年1.7%	7年以内
										年1.7%	10年以内
										年1.4%	3年以内
											年1.5%
	災害復旧資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受けたこと			2億8,000万円		設備・ 運転	年1.0%	1年以内		
								年1.3%	3年以内		
								年1.4%	5年以内		
								年1.5%	7年以内		
								年1.6%	10年以内		
（大規模災害向け）		市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受け、次の①または②のいずれかに該当すること ①中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること ②激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けたこと			2億8,000万円		設備・ 運転	年1.2%	3年以内		
								年1.3%	5年以内		
								年1.4%	7年以内		
								年1.5%	10年以内		

融資制度 の種類	融資対象者	融資条件			
		融資限度額	資金 使途	融資 利率	融資 期間
経営の安定が必要な時の資金	事業承継支援資金	2億8,000万円	①～③に該当する場合	設備・運転	年1.4% 3年以内
					年1.5% 5年以内
					年1.6% 7年以内
				設備	年1.7% 10年以内
			④～⑥に該当する場合	設備・運転	年1.2% 3年以内
				(⑥は運転のみ)	年1.3% 5年以内
					年1.4% 7年以内
			④⑤に該当する場合	設備	年1.5% 10年以内
	フォロアップ資金	2億8,000万円		設備・運転(※6)	年1.4% 3年以内
					年1.5% 5年以内
					年1.6% 7年以内
					年1.7% 10年以内
					年1.3% 3年以内
					年1.4% 5年以内
経営改善サポート資金(※2)	事業承継支援資金	2億8,000万円		設備・運転	年1.5% 7年以内
					年1.6% 10年以内
					年1.7% 13年以内
					年1.8% 15年以内
	フォロアップ資金	2億8,000万円		設備・運転	年1.3% 3年以内
					年1.4% 5年以内
					年1.5% 7年以内
					年1.6% 10年以内
	経営改善サポート資金(※2)	1億円		設備・運転	年1.3% 3年以内
					年1.4% 5年以内
					年1.5% 7年以内
					年1.6% 10年以内
	フォロアップ資金	2億8,000万円		設備・運転	年1.3% 3年以内
					年1.4% 5年以内
					年1.5% 7年以内
					年1.6% 10年以内
	経営改善サポート資金(※2)	1億円		設備・運転	年1.3% 3年以内
					年1.4% 5年以内
					年1.5% 7年以内
					年1.6% 10年以内
	フォロアップ資金	2億8,000万円		設備・運転	年1.3% 3年以内
					年1.4% 5年以内
					年1.5% 7年以内
					年1.6% 10年以内

融資制度の種類		融資対象者		融資条件				
				融資限度額	資金使途	融資利率	融資期間	
経営の安定が必要な時の資金	協調支援資金（※7）	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、次の①または②のいずれかに該当すること ①取扱金融機関の支援を受け、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと ②取扱金融機関から本資金の実行と原則同時に本資金融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること		2億8,000万円	設備・ 運転	年1.4%	3年以内	
				年1.5%		5年以内		
				年1.6%		7年以内		
				年1.7%		10年以内		
	経営安定資金 経営者保証非提供促進資金	通常資金（※3）	市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、国が定める要件（※4ア～オ）に全て該当すること		8,000万円	設備・ 運転	年1.4%	3年以内
					年1.5%		5年以内	
					年1.6%		7年以内	
					年1.7%		10年以内	
			市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、国が定める要件（※4ア～オ）に全て該当し、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること		8,000万円	設備・ 運転	年1.3%	3年以内
							年1.4%	5年以内
			年1.5%	7年以内				
			年1.6%	10年以内				
	市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、国が定める要件（※4ア～オ）に全て該当し、中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号の認定を受けていること				年1.4%	3年以内		
					年1.5%	5年以内		
					年1.6%	7年以内		
					年1.7%	10年以内		
特別資金	市内で事業を営む会社・医療法人・協同組合等で、金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、国が定める要件（※5ア～エ）に全て該当すること		2億8,000万円	運転	年1.4%	3年以内		
			年1.5%		5年以内			
			年1.6%		7年以内			
			年1.7%		10年以内			

- ※1 SDGs 推進にかかる取組み(「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表含む)を行う(名古屋市信用保証協会の『SDGs 推進保証なごや』をご利用される)方、または名古屋市工業技術グランプリを受賞された方が経営強化支援資金(大口資金)を利用する場合は、融資利率(0.1%の引下げ)の優遇措置があります。
- ※2 保証申込期限は令和8年3月31日です。
- ※3 本資金は、保証料の上乗せ(0.25%または0.45%)による経営者保証不要を選択できる国の制度を利用しており、保証料の上乗せ分に対する国の補助(0.10%)が受けられます。

- ※4 ア 過去2年間（法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書等其他財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類を金融機関の求めに応じて提出していること
- イ 直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当金等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと（代表者には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む）
- ウ 直近の決算において債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと
- エ 上記ア及びイについては継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
- オ 信用保証料率の引上げにより中小企業者が経営者保証を提供しないことを希望していること
- ※5 ア 資産超過であること
- イ EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること
- ウ 法人・個人の分離がなされていること
- エ 返済緩和している借入金がないこと
- ※6 運転資金5年以内、設備資金7年以内（ただし、借換えに伴う場合は10年以内）
なお、②はコロナ融資（「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金」等）の借換えに限りま（借換えに伴う増額は可）。
- ※7 本資金の保証料率は、対象者①については4分の1相当、対象者②については2分の1相当をそれぞれ国が補助した後の率が適用されます。

- ・新事業創出資金については、4ページをご覧ください。
- ・環境保全・省エネルギー設備資金融資については、71ページをご覧ください。

【お問合せ先】

経済局産業労働部中小企業振興課（金融担当）

電話:735-2100 FAX:735-2104

◆（公財）名古屋市小規模事業金融公社取扱いの融資制度

（公財）名古屋市小規模事業金融公社から直接融資を受ける制度です。信用保証料は必要ありません。なお、融資の際には（公財）名古屋市小規模事業金融公社による金融上の審査があります。

	融資制度の種類	融資対象者	融資条件			
			融資限度額	資金使途	融資利率	融資期間
経営の活性化を図るための資金	経営活性化資金	従業員数が50人（商業・サービス業30人）以下であること	2,000万円	設備・運転	年2.8%	3年以内
					年2.9%	5年以内
					年3.0%	7年以内
					年3.1%	10年以内
		従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人）以下であること	1,000万円	設備・運転	年2.5%	3年以内
					年2.6%	5年以内
				設備	年2.7%	7年以内
					年2.8%	10年以内

	融資制度の種類	融資対象者	融資条件			
			融資限度額	資金使途	融資利率	融資期間
ものづくり産業向けの設備導入資金	ものづくり設備導入資金	ものづくり産業（製造業等）に属する事業で、従業員数が100人（ものづくり産業に属するサービス業30人）以下であること	5,000万円	直接ものづくり産業の用に供する機械・設備	年2.8% 年2.9% 年3.0% 年3.1%	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内
			2,000万円 対象設備購入額の1/2以内	直接ものづくり産業の用に供する新品の機械・設備	無利子	5年以内
不動産等の担保を活用した事業資金	経営活性化資金（不動産等担保融資）	従業員数が50人（商業・サービス業30人）以下であること	5,000万円	設備・運転	年1.8% 又は2.3%	3年以内
					年1.9% 又は2.4%	5年以内
					年2.0% 又は2.5%	7年以内
					年2.1% 又は2.6%	10年以内
		従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人）以下であること	1,000万円	設備	年2.3% 又は2.8%	15年以内
				設備・運転	年1.5% 又は2.0% 年1.6% 又は2.1% 年1.7% 又は2.2%	3年以内 5年以内 7年以内
日本政策金融公庫と連携した資金	成長応援資金	従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人）以下で、日本政策金融公庫（国民生活事業部門）から借入ができること、または既に日本政策金融公庫（国民生活事業部門）からの借入（借入から3年以内のものに限る。ただし、当分の間、令和2年3月17日以降に新たな借入がある方も対象）があり、金融公社の伴走型支援を受けること	500万円 公庫からの借入の同額以内	設備・運転	年2.5% 年2.6% 年2.7%	3年以内 5年以内 7年以内
				設備	年2.8%	10年以内

※創業・事業展開支援資金については、5 ページをご覧ください。

※商店街活性化促進資金については、77 ページをご覧ください。

※不動産等担保融資の場合は、担保評価に応じた利率を適用します。

※名古屋市工業技術グランプリを受賞された方が経営活性化資金を利用する場合は、融資利率（0.1%の引下げ）の優遇措置があります。

【お問合せ先】

（公財）名古屋市小規模事業金融公社

電話:735-2123 FAX:735-0400

ホームページ:<https://nb-fun.jp/>



4. 名古屋市信用保証協会の信用保証制度

自らの力で企業の発展を図ろうとする中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける場合、その借入債務の保証人の役割を引き受けることにより、金融の円滑化を図ることを目的として、名古屋市信用保証協会が設立されています。

同協会が実施している信用保証の条件は、次のとおりです。

信用保証の条件

保証対象者	資金使途・保証金額	保証期間	保証人・担保	信用保証料率
市内で適法に事業を営んでいる会社、個人及び組合等（保証制度により営業経歴要件が必要なものがあります。）	●資金使途 運転資金、設備資金 ●保証金額 個人及び会社等 2億8,000万円以内 組合 4億8,000万円以内	原則として 運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	場合により連帯保証人が必要（ただし、代表者以外の連帯保証人は原則不要です。） 場合により担保が必要	下表のとおり

信用保証料率

一般保証（普通保証）	年 0.45～1.90% （原則経営状況に応じて9段階）
別枠保証 （セーフティネット保証）	年 0.67～0.80%

※ 上記以外に名古屋市融資制度保証、公害防止保証等の保証料率があります。

※ 会計参与を設置している会社の場合は、上記保証料率から0.1%を割引きます（一部保証制度を除きます。）。

※ 有担保割引が適用できる場合は、上記保証料率から0.1%を割引きます（一部保証制度を除きます。）。

〔事業者選択型経営者保証非提供制度〕

保証付き融資制度を利用する場合、国が定める要件（34ページ※4ア～オ）に全て該当することで、信用保証料を上乗せ（0.25%または0.45%）して経営者保証不要を選択することができます（法令や制度要件により経営者保証を不要とする場合等を除きます）。

〔特別小口保険を利用した保証〕

1. 対象資格

- (1) 従業員数……20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人）以下。
 - (2) 営業実績……市内に一定の事業所があり、1年以上引き続き同一事業を営んでいること。
 - (3) 納税関係……保証申込日以前1年間において納期の到来した源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は市・県民税（所得割を含んでいること、ただし障害者、老年者又は寡婦の控除額を控除されたことにより所得割の税額がなくなった場合は均等割のみで可）の課税を受け、完納していること。
 - (4) 他の信用保険を利用した保証残高がないこと。
2. 保証金額……2,000万円以内（既保証残高を含みます。）
 3. 保証期間……10年以内（ただし、各融資制度に準ずる。）
 4. その他業種、資金使途等は一般保証と同じです。

【お問合せ先】

名古屋市信用保証協会 電話:212-3011

ホームページ:<https://www.cgc-nagoya.or.jp/>



5. 適正な計量の推進

適正な計量の実施を確保するため、計量法に基づき、取引・証明に使用するばかりの定期検査やその他の計量器（燃料油メーターなど）の立入検査などを随時実施しています。

また、正確な計量による取引を確保するため、スーパー、製造詰込事業所などに立ち入り、商品量目の検査・指導も実施しています。

【お問合せ先】

経済局産業労働部産業企画課（計量担当） 電話:972-2448 FAX:972-4136

Ⅲ 人材確保・育成のための支援策

1. 人材確保・就業環境改善のための支援策

◆中小企業人材確保相談窓口「なごや人材サポートデスク」

採用活動や人材の定着等、人材確保に関する課題に関し、課題整理から課題解決の提案までの総合的なアドバイスを行うとともに、ご相談内容を踏まえ、必要に応じて、社会保険労務士等の専門家を派遣します。(無料・予約制)。

また、人材確保支援セミナーを随時開催しています。詳しい案内は、「なごや就職応援ナビ」をご覧ください。

【お問合せ先】

なごや人材サポートデスク 電話:733-2112 FAX:733-2115

なごや就職応援ナビ(なごや人材サポートデスク):

<https://www.nagojob.city.nagoya.jp/jinsapo/>



◆総合就職相談窓口「なごやジョブサポートセンター」

名古屋市内での就職を検討している求職者を対象として、キャリアカウンセラーによる無料職業相談・職業紹介を行うとともに、企業からの求人情報の提供を承っています。いただいた求人情報を求職者に提供するとともに、「なごや就職応援ナビ」にて公開しています。

【お問合せ先】

なごやジョブサポートセンター 電話:733-2111 FAX:733-2115

なごや就職応援ナビ(なごやジョブサポートセンター):

<https://www.nagojob.city.nagoya.jp/nagojob/>



◆中小企業外国人材雇用支援事業

外国人材を採用しようとする企業や既に雇用している企業を対象に、採用や定着に関して企業が抱えるそれぞれの課題に対応した専門家を派遣し、外国人材の採用に向けた制度等に関する相談やビジネスにおける日本語・マナー教育等の支援を実施します(12社予定)。

また、外国人留学生の採用に関心のある企業と当地域での就職を希望する外国人留学生との交流会を実施します。

【お問合せ先】

経済局産業労働部労働企画課 電話:972-3145 FAX:972-4129

◆名古屋市移住支援補助金

東京圏への一極集中の是正及び中小企業における人手不足を解消することを目的として、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）から名古屋市に移住し、対象法人等に就業又は起業した方で一定の要件を満たす方に支援金を支給する制度です。

対象法人等となり、求人情報を発信することにより、東京圏の求職者が就職先を選ぶ際の後押しとなります。

対象法人等の要件及び掲載申込方法についての詳細は、
あいちUIJターン支援センターのホームページをご覧ください。



◆あいちUIJターン支援センター 電話:308-4859

ホームページ : <https://www.uij-aichi.jp>

事業の詳細については、名古屋市公式ウェブサイト等でお知らせします。

【お問合せ先】

経済局産業労働部労働企画課 電話:972-3145 FAX:972-4129

新規 ◆中小企業カスタマーハラスメント対策支援事業

中小企業における就業環境の改善を図るため、カスタマーハラスメント対策に係るセミナーの開催や専門家による相談を行うとともに、対策に要する費用を助成します。

補助制度の概要

区分	主な内容
補助対象者	名古屋市内の中小企業者
補助事業	就業環境の改善を図るため、カスタマーハラスメント対策に取り組む事業
補助要件	(1) 名古屋市新事業支援センターが実施する「カスタマーハラスメント対策セミナー」を受講済みであること (2) 名古屋市新事業支援センターでカスタマーハラスメント対策に関する個別相談を受けていること (3) カスタマーハラスメント対策を実施することを従業員等に対して表明していること
補助対象経費	(1) 管理用カメラ導入費 (2) 通話録音装置導入費 (3) 対応マニュアル等の作成を社会保険労務士等に依頼した謝金 等
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助限度額	5万円～30万円以内

※専門家による相談は令和7年6月、セミナーの開催は令和7年7月及び9月を予定しております。

※本補助金は令和7年8月からの交付申請受付開始を予定しております。

※本事業の詳細については、公表後、名古屋市又は（公財）名古屋産業振興公社のウェブサイトにてご確認ください。

【お問合せ先】

経済局産業労働部労働企画課 電話:972-3145 FAX:972-4129

2. 労働に関する出前講座

名古屋市では社会保険労務士などの専門家を派遣し、労働法令や企業におけるメンタルヘルス対策など労働に関する基礎知識の習得を支援するため、「労働に関する出前講座」を実施しています。※講師への謝礼・交通費は無料です。

対象となる行事

主に中小企業や中小企業で構成される経済団体などが開催する勉強会や会合、講演会などで原則10人以上が参加する行事が対象です（営利等の目的を除く）。

開催日時は、月曜日から金曜日までの10時～21時までに実施していただきます（祝日、休日、年末年始を除く）。1講座につき50分以上2時間以内となります。

また、開催場所は、名古屋市内の会場で、実施団体でご用意ください（必要に応じてオンライン可・要相談）。

出前講座の内容

講 座 名	内 容	
労働法講座	内 容	・最近の労働法令の改正情報 ・労務管理の基礎知識、社会保障制度 ・人事労務管理に係る助成金制度など
	講 師	社会保険労務士
メンタルヘルス対策講座	内 容	・メンタルヘルスに対する正しい理解 ・職場でのメンタルヘルス不調者への対応 ・復職支援策 ・精神疾患と労働法の関係など
	講 師	産業カウンセラーや心理カウンセラーの資格を持つ社会保険労務士
カスタマーハラスメント対策講座	内容	・カスタマーハラスメントに関する基礎知識 ・企業が取り組むべき対策など
	講師	社会保険労務士

*いずれの講座も、事前に打ち合わせをさせていただき、講座内容を確定します。

活用事例

○企業の社内研修で職場におけるハラスメント対策について講座実施

○介護事業所の合同職員研修でメンタルヘルス（セルフケア）について講座実施

申し込み方法

市公式ウェブサイトから申込書をダウンロードし、必要事項を記入して、実施予定日の2カ月前までに経済局産業労働部労働企画課へお申し込みください（電子メール、ファックスによる申し込み可能）。

【お問合せ先】

経済局産業労働部労働企画課 電話:972-3145 FAX:972-4129

メール: a3145@keizai.city.nagoya.lg.jp

ホームページ: <https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000055285.html>



3. 各種認証・認定制度

名古屋市では、誰もが働きやすい職場づくりを進めている市内に事業所がある企業等（公益法人、NPO法人、個人商店なども含む。）を認証・認定する制度があります。

◆ワーク・ライフ・バランス推進企業

ワーク・ライフ・バランスを推進する取組みについて、一定の基準を満たす企業等を認証します。

認証を受ける メ リ ッ ト	○認証書を交付します。 ○認証マークを名刺や印刷物などに表示できます。 ○市公式ウェブサイトなどで企業の取組みについてPRします。 ○なごやジョブサポートセンターなどで求人情報とともにPRできます。 ○市の入札・契約における優遇措置があります。
-------------------	--

【お問合せ先】

経済局産業労働部労働企画課 電話:972-3146 FAX:972-4129

◆子育て支援企業

子育てにやさしい活動を行っている企業を認定します。

また、認定企業のうち、優れた取組をしている企業を表彰します。

認定を受ける メ リ ッ ト	○認定証と認定プレートを交付します。 ○認定マークを名刺や印刷物などに表示できます。 ○市公式ウェブサイトなどで広く公表します。 ○就職展などで紹介します。 ○市内の大学へPRを行います。 ○市の入札・契約における優遇措置があります。
-------------------	---

【お問合せ先】

子ども青少年局企画経理課 電話:972-3081 FAX:972-4437

◆女性の活躍推進企業

女性がいきいきと活躍できるような取組をしている企業を認定します。また、認定企業のうち優れた取組をしている企業や活躍している女性従業員を表彰します。

認定を受ける メ リ ッ ト	○認定証と認定プレートを交付します。 ○認定マークを名刺や印刷物などに表示できます。 ○市公式ウェブサイトなどで広く公表します。 ○就職展などで紹介します。 ○市内の大学へPRを行います。 ○市の入札・契約における優遇措置があります。
-------------------	---

【お問合せ先】

スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課 電話:972-2234 FAX:972-4206

4. 従業員の福利厚生制度、退職金共済制度

◆福利厚生制度

(公財)名古屋市中企業共済会は、名古屋市の全額出資により設立された公益法人で、市内中小企業で働く方々が楽しく安心して働ける職場づくりの手助けとして、福利厚生制度を実施しています。

市内に事業所を有する中小企業の事業主やその家族従業員、役員、従業員の方で常時勤務している方が加入できます。

会費は、会員1人につき月額800円で、事業主負担分は税法上の損金または必要経費となります。

この制度に加入すると、下記の慶弔給付金のほか、映画館・コンサート・レジャー施設・スポーツ観戦や、商品券などが割引料金で利用できます。さらに、宿泊施設の利用料補助や、インフルエンザ予防接種の補助・人間ドックの受診料補助などに加え、全国展開しているベネフィット・ステーションも利用できる充実した内容となっています。

また、ハローワークで求人する際には、事業所の福利厚生の内容を記載する項目が設けられていることから、共済会の福利厚生制度に加入するなど、福利厚生を充実させている事業所は、求人募集についてより有利となることが期待できます。

●慶弔給付金

種 別	給付金額 (円)	備 考
結 婚 祝 金 【注】(1)	10,000 ～ 30,000	金額は登録年数による
出 産 祝 金	15,000	会員 (配偶者)
入 学 祝 金	5,000	会員の子
卒 業 祝 金	10,000	会員本人
傷 病 見 舞 金	10,000	会員本人
弔 慰 金 【注】(2)	50,000	会員本人
退会せん別金	5,000 ～ 50,000	金額は登録年数による
永年勤続報奨金 【注】(3) (登 録 3 年 以 上)	5,000 ～ 20,000	金額は勤続年数による
成 人 祝 金	5,000	会員本人

※給付金額等については、変更される場合があります。

【注】 (1)結婚祝金は、再婚の場合、半額の給付となります。

(2)弔慰金は、他に配偶者・1親等血族 (20,000円)、1親等姻族 (10,000円)、死産 (5,000円) を給付します。

(3)永年勤続報奨金は、事業主については給付はありません。

【お問合せ先】

(公財)名古屋市中企業共済会 電話:735-2131 FAX:735-2134

ホームページ:<https://www.nagoya-kyosai.jp/>



◆退職金共済制度

(公財)名古屋市中小企業共済会は、名古屋市の全額出資により設立された公益法人で、市内中小企業のための退職金共済制度を実施しています。

事業主が毎月掛金を払い込み、共済会で運用して、退職金として従業員に直接支給します。

名古屋市内に主たる事業所を有する中小企業の従業員（パートタイマー含む）が加入でき、毎月の掛金額は1,000円から30,000円の範囲内で100円単位で設定できます。昇給などの場合も給料などにあわせて掛金額をきめ細かく変更することができます。休職・欠勤などの場合は掛金を中断することもできるため、従業員の状況に応じた掛金積立ができます。さらに、名古屋市の補助金を受けて掛金を全額運用しており、その積立状況については定期的にご報告いたしますので管理も容易です。

なお、掛金は全額事業主負担で、税法上の損金又は必要経費として計上でき、加入者が退職する際は所得控除額の大きい退職所得として受け取ることができるので、事業主にとっても、従業員にとっても双方で税制面で有利な制度です。

詳細は、(公財)名古屋市中小企業共済会のホームページをご覧ください。

●基本給付額表（1,000円から30,000円の範囲内で100円単位で設定可）（単位：円）

掛金月額 納付年数	1,000	10,000	20,000	30,000
1年（12月）	12,000	120,000	240,000	360,000
2年（24月）	24,010	240,100	480,200	720,300
3年（36月）	36,040	360,400	720,800	1,081,200
4年（48月）	48,110	481,100	962,200	1,443,300
5年（60月）	60,220	602,200	1,204,400	1,806,600
10年（120月）	123,630	1,236,300	2,472,600	3,708,900
20年（240月）	257,470	2,574,700	5,149,400	7,724,100
30年（360月）	400,320	4,003,200	8,006,400	12,009,600
40年（480月）	553,490	5,534,900	11,069,800	16,604,700
45年（540月）	634,180	6,341,800	12,683,600	19,025,400

※給付額は、金利動向等により変更する場合があります。

【お問合せ先】

(公財)名古屋市中小企業共済会

電話:735-2131 FAX:735-2134

ホームページ:<https://www.nagoya-kyosai.jp/>



（参考）児童・生徒向け人材育成

◆名古屋少年少女発明クラブ

主に小中学生を対象に科学技術やものづくりに関心を持つ人材を育成するため、地元企業や経済団体の協力のもと、少年少女発明クラブを設け、ものづくり教室やプログラミング教室などを実施しています。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部次世代産業振興課

電話:972-2419 FAX:972-4135

◆小中高生起業家人材育成事業（再掲）

起業家精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材を育成し、次世代の起業家の創出を促進するため、成長段階や関心に応じた各種プログラム等を実施します。

区 分	対 象	概 要
起業家入門プログラム	小学生等	ゲームを通じて社会や経済の仕組みを学ぶワークショップや保護者とともにアイデア創出を学ぶワークショップを実施
起業家教育授業	小学生 中学生	教育委員会と連携し、学校教育におけるキャリア教育の一環として起業家教育を実施
IT・AI活用 起業体験 プログラム	中学生 高校生	IT・AIを活用したプログラミング学習や起業を体験するワークショップを実施
ディープテック プログラム	高校生	大学と連携し、宇宙をテーマにした実践的なワークショップや、最先端技術の海外視察を実施

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部スタートアップ支援課

電話:972-3046 FAX:972-4135



Ⅳ 技術開発・新商品開発のための支援策

1. 工業技術に関する支援

名古屋市工業研究所では、中小企業の生産技術向上・研究開発支援のために、技術相談、工業材料等の試験・分析、受託研究、技術者研修、技術情報提供などの事業を行っています。

また、企業や大学等と共同で国等の提案公募型研究に応募するなど、新技術・新製品の開発を支援しています。

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所支援総括課 電話:661-3161 FAX:654-6788

ホームページ:<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



◆工業技術に関する相談

名古屋市工業研究所では、次のような技術課題について、専門の職員がご相談にお応えしています。簡単な指導・相談は無料です。

機 械 系	振動耐久試験、CAEを用いた構造設計・熱設計、音響測定、振動・衝撃測定、精密測定（形状・寸法・表面性状）、非破壊検査、三次元造形
材 料 系	金属材料の利用技術と不良・損傷調査、金属・プラスチック製品等の強度評価、めっき等表面処理、プラスチックの成形加工、機能性材料、複合材料、省資源・リサイクル技術、工業材料の定性・定量分析、改質技術
電 子 系	電子回路技術、信頼性評価、EMC、故障解析、電気・磁気・電磁波の特性評価、電子素子、画像応用計測・制御システム、ソフトウェア技術、AI・IoT、電池評価、電磁波応用技術

また、生産現場などに職員が直接出向いて行う、出張技術指導も行っています。

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所支援総括課 電話:661-3161 FAX:654-6788

ホームページ:<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



◆ものづくり企業等支援拠点の運営（再掲）

新事業開発に取り組む企業を技術面からサポートするため、工業研究所内に試作補助等の支援拠点「Nagoya Musubu Tech Lab」を設置し、名古屋発の新技术・新製品開発を支援します。

場 所	工業研究所電子技術総合センター 1 階
設 置 機 器	各種 3D プリンタ 等
利 用 時 間	火曜日～金曜日 13時～16時（ただし予約制、年末年始・祝休日除く）
支 援 内 容	・新製品開発に向けたセミナー・講演会等の開催 ・3Dプリンタ等の機器利用 ・利用登録企業が保有するシーズ・ニーズの情報発信とマッチング 等

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所支援総括課 電話:661-3161 FAX:654-6788

ホームページ: <https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



◆3Dものづくり支援センター

コンピュータを活用して製品の設計から試作に至る工程を効率化する3Dものづくり技術に関して、技術相談や依頼試験等を行うことで、中小製造業者の製品開発を支援します。

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所支援総括課 電話:661-3161 FAX:654-6788

ホームページ: <https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



◆工業材料などの試験・分析・測定・試作等

企業からの依頼による各種試験、分析、測定、試作などをお受けし、必要に応じて成績書を発行しています。主なものは下記のとおりですが、これら以外のことについても、ご相談をお受けしています。

機 械 系	機械・金属材料の試験、音響測定、防音特性評価、振動・衝撃試験、精密測定（表面粗さ、長さ、角度、形状など）、三次元形状測定、X線CT観察、赤外線非破壊検査、三次元造形 など
材 料 系	金属組織試験、めっき試験、吸着剤試験、無機材料試験、電子顕微鏡観察、X線マイクロアナライザー試験、鉄鋼・非鉄金属分析、蛍光X線分析、X線回折分析、プラスチック材料試験、有機材料分析、繊維製品試験、大気圧プラズマ処理、ガスクロマトグラフ質量分析、ICP発光分光分析 など
電 子 系	電気測定（電気抵抗、誘電体特性、磁性体特性、絶縁耐力）、光学測定、環境試験、電磁波遮へい材料試験、耐ノイズ試験、放射ノイズ測定、熱測定、電気・電子材料の表面観察・分析 など

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所支援総括課 電話:661-3161 FAX:654-6788

ホームページ:<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



◆研究開発事業

名古屋市工業研究所では、機械の性能診断やC A E、機能性材料、資源有効利用、画像応用をはじめ各種の計測・分析・評価法の研究を行っています。これらの成果を直接中小企業の皆様にご利用いただくとともに、そこで培った技術を活用して、新製品・新技術の開発、品質の向上、環境対応などについて、企業からのご依頼に応じて「受託研究」も行っています。

また、中小企業団体等と業界に共通する課題解決のため、共同して研究も行っています。

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所支援総括課 電話:661-3161 FAX:654-6788

ホームページ:<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



◆研究設備や機器類の利用

先端技術開放試験室等に各種の試験、研究用設備機器を設置し、ご利用いただいております。

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所支援総括課 電話:661-3161 FAX:654-6788

ホームページ:<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



◆ものづくり中小企業総合技術支援事業

名古屋市工業研究所は、中小企業の技術相談、研究開発、技術者研修などの技術支援を「ものづくり中小企業総合技術支援事業」として実施しています。

出向きます技術相談

積極的に現場に出向いて、中小企業の技術相談を受け、技術的な課題を把握し、各企業の実情に合わせ技術指導、依頼試験などきめ細かに対応します。

名古屋発オンリーワン技術の開発

意欲ある企業から、高付加価値の「名古屋発オンリーワン技術」開発を目指す研究の委託を受け、実用化まで支援します。

中小企業研究者育成事業

中小企業の技術者を工業研究所の各研究室に受け入れ、直接技術指導を行い、ものづくり基盤技術産業を担う研究者を育成します。

ものづくり基盤技術産業協働プログラム

業界団体との間で技術力強化推進会議など連携協議の場を設けるとともに、業界団体等共同研究など幅広く業界ニーズにマッチした支援策を実施します。

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所支援総括課 電話:661-3161 FAX:654-6788
ホームページ:<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



◆ホームページによる情報提供

最新の技術情報や設備紹介、当所のイベント紹介など、中小企業の方々にご利用いただける情報を提供しています。

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所支援総括課 電話:661-3161 FAX:654-6788
ホームページ:<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



◆ホール・会議室・展示場の利用

ホール、会議室、展示場などを備え、講演会、会議、講習会、研修その他産業技術に関する会合や展示の場所としてご利用いただいております。

【お問合せ先】

名古屋市工業研究所総務課 電話:654-9807 FAX:654-6788
ホームページ:<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



◆技術者向け研修

中小企業に従事する技術者の技術水準向上を図るため、下記の研修を行うほか、中小企業の技術開発力向上を支援するため、「中小企業研究者育成研修」を実施しています。また、これ以外にも、研修生・実習生を随時受け入れています。

コ ー ス 名	研 修 内 容
電子回路技術研修	電子素子、アナログ、デジタル回路に関する技術
メカトロ技術研修	センサ・シーケンス制御などメカトロ技術
設計技術研修	材料力学、機械要素、構造解析など設計に関する技術
表面機能化技術研修	めっきを中心とした表面の高機能化及び関連技術
高分子材料技術研修	高分子化学の基礎とプラスチック材料の利用法と分析技術
金属材料技術研修	鉄鋼材料、非鉄金属材料の基礎と応用技術
CAE技術研修	CAEによる設計から試作品の評価
化学分析技術研修	機器分析試験法などに関する技術
中級電子回路技術研修	アナログ、デジタル応用回路の実習とノイズ対策
加工技術研修	切削、放電、レーザ加工など加工技術の基礎と応用

※上記研修は令和7年4月1日時点での予定であり、今後変更になることがあります。

【お問合せ先】

(公財)名古屋産業振興公社産業連携推進部ものづくり人材育成課

電話:654-1653 FAX:661-0158

ホームページ:https://www.nipc.or.jp/kougyou/p_training/lecture.html

名古屋市工業研究所支援総括課 電話:661-3161 FAX:654-6788

ホームページ:<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/>



◆専門家派遣（技術・技術指導）

優れた技術・技能を有する指導員を名古屋市内に事業所を有する中小企業に派遣し、生産現場に即した技術・技能指導を行います。（企業負担金7,500円/回。1企業8回まで）

【お問合せ先】

(公財)名古屋産業振興公社工業技術振興部工業技術企画課

電話:654-1633 FAX:661-0158

ホームページ:<https://www.nipc.or.jp/kougyou/soudan/>



◆量子技術による産業創出に向けた支援

当地域における量子技術による産業創出に向け、名古屋大学に名古屋市の寄附による寄附研究部門を設置し、調査研究や普及啓発、相談対応等を行っています。

【お問合せ先】

東海国立大学機構名古屋大学未来社会創造機構

名古屋市量子産業創出寄附研究部門

電話：558-9755

ホームページ：<https://qnc.mirai.nagoya-u.ac.jp/>



◆産業技術図書館

名古屋市工業研究所内産業技術図書館では、技術関係の雑誌をはじめ、専門図書など約4万6千冊を備えて、ご利用いただいております。そのほか、公共機関などの資料を所蔵しています。

【お問合せ先】

(公財)名古屋産業振興公社工業技術振興部

電話：654-1633

ホームページ：<https://www.nmiri.city.nagoya.jp/aboutus/info/library/>



◆異業種交流の推進

異なる業種の中小企業の相互ネットワーク作りや情報交換を促進するため、異業種交流会「テクノプラザナゴヤ」を開設しています。

【お問合せ先】

(公財)名古屋産業振興公社工業技術振興部工業技術企画課

電話：654-1683 FAX：661-0158

ホームページ：<https://www.nipc.or.jp/kougyou/koryu/>



◆デジタル人材育成事業

当地域におけるIoT・AI・ロボット等のデジタル分野導入を促進するため、大学等と連携した人材育成講座を開催します。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部次世代産業振興課

電話：972-2419 FAX：972-4135

◆医療介護機器等高度化支援事業

医療介護機器等の高度化を支援するため、医療介護現場での評価・実証を行うとともに、新たな機器やサービスを目指す人材育成プログラムを実施します。

【お問合せ先】

(公財) 名古屋産業振興公社研究推進部研究開発支援課

電話:736-5680 FAX:736-5685

ホームページ: <https://www.nipc.or.jp/sansien/kaigo/>



(参考) なごやサイエンスパーク事業

なごやサイエンスパークは、ものづくり産業を支える研究開発拠点を形成し、産・学・行政が連携して研究開発を促進することにより地域の持続的な発展を目的として進めている事業です。

当地域の研究開発機能を先導する研究開発拠点として、「研究開発センター」、「先端技術連携リサーチセンター」、「サイエンス交流プラザ」や、国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センター、(独) 中小企業基盤整備機構が運営する賃貸型施設「クリエイション・コア名古屋」といった研究機関が集積しています。

また、なごやサイエンスパークに集積する公的研究機関の研究成果を地域産業に波及させ、本市産業の高度化・活性化や、新産業の創出を図るため、研究開発型企業団地「テクノヒル名古屋」や、今後成長が見込まれる医療・福祉・健康産業の振興等を図るゾーン「なごやライフバレー」における事業者等の立地を進めています。

【主な施設】

◆研究開発センター

地域の研究機関などによる先端産業技術に関する研究開発の拠点として、地域の産業振興と新たな産業の創造育成に寄与するための施設です。

[名古屋市守山区桜坂二丁目3101番地]

◆先端技術連携リサーチセンター

民間企業、大学、公的研究機関などの産学行政が連携をより一層強めながら、先端技術に関する研究を行う実験・研究施設です。

民間企業が大学や公的研究機関との共同研究等を行う場合に、実験室・研究室を使用することができます。(使用許可には審査が必要です。)

[名古屋市守山区桜坂四丁目206番地]

◆使用可能な施設 (令和7年4月現在)

実験室・研究室 19.61㎡～86.30㎡ (使用料 26,570円～116,923円/月)

* 共益費、光熱水費が別途必要です。

◆サイエンス交流プラザ

研究開発に関する情報交流の場を提供することにより、サイエンスパークに集積した研究者相互の交流や、地域の大学・企業の研究者等の連携を促進するとともに、サイエンスパークでの研究成果などを情報発信する施設です。

先端的産業分野に関連する研究開発を行う者が入居できるインキュベータールームを整備しています。詳細は10ページをご覧ください。

[名古屋市守山区桜坂五丁目301番地]

- ◆施設内容 • 大会議室 • 中会議室 • 交流ラウンジ
 • インキュベータールーム（約25㎡×10室） • レストラン

◆会議室料金

使用区分		使用料金（税込）		
室 名	定 員	午前	午後	終日
		9時～12時	13時～17時	9時～17時
大会議室	スクール形式：204席	16,770円	22,320円	39,090円
中会議室	スクール形式：63席	5,030円	6,710円	11,740円

◆国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センター

研究実施部門として、極限機能材料研究部門、マルチマテリアル研究部門、磁性粉末冶金研究センター及び窒化物半導体先進デバイスオープンイノベーションラボラトリが配置されています。主に材料分野における国際産業競争力の強化に寄与することを目的とした研究に取り組むとともに、地域における産学官連携の中核としての機能を果たします。

◆クリエイション・コア名古屋

当地域における新事業・新製品・高度技術等に関する研究開発や新分野への事業展開などを行うベンチャー企業、中小企業等を支援するために（独）中小企業基盤整備機構が運営する賃貸型施設です。詳細は11ページをご覧ください。

◆なごやライフバレー

「なごやサイエンスパーク事業」の拠点のひとつとして、今後成長が見込まれる医療・福祉・健康産業の振興等を図るゾーンです。

◆テクノヒル名古屋

なごやサイエンスパークに集積した公的研究機関の研究成果等を中小企業を始めとした地域産業に波及させ、本市産業の高度化・活性化や新産業の創出を図るための研究開発型企業団地です。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部次世代産業振興課
電話：972-2419 FAX：972-4135

2. 知的財産権に関する支援

名古屋市では、特許権をはじめとする知的財産権を取得、活用しようとする企業を支援しています。

◆創業や新事業展開における知的財産に関する相談

中小企業の方や創業をお考えの方を対象に、創業・経営・新事業展開における知的財産に関するご相談にお応えします。

【お問合せ先】

(公財)名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター

<https://www.nipc.or.jp/new-biz/>

電話:735-0808 FAX:735-2065



◆その他の支援制度

特許庁では、中小企業の早期審査制度や審査請求料、特許料の減免制度があります。また特許先行技術調査支援も行っており、下記の窓口で知的財産に関する相談に応じるほか、各種セミナーの開催や支援情報の提供を行っています。

【お問合せ先】

中部経済産業局地域経済部産業技術革新課知的財産室

電話:951-2774 FAX:961-7698

(一社)愛知県発明協会

電話:223-5641 FAX:221-7964

日本弁理士会東海会

電話:211-3110 FAX:220-4005

中部知的財産戦略本部ウェブサイト

<https://www.chubu.meti.go.jp/b36tokkyo/index.html>



3. デザイン・クリエイターに関する支援事業

◆クリエイティブ産業創業支援事業

クリエイターの創業等を支援するため、販売・デザイン等の専門家によるアドバイスを受けながら、商品の試験販売や活動紹介を実施できるスペースを提供します。

クリエイター創業支援スペース「クリエイターズショップ・ループ」の概要

- (1) 所在地：中区栄三丁目18番1号
ナディアパーク・デザインセンタービル クレアーレ地下1階
- (2) 賃料：無料（ただし、販売管理・運営にかかる諸経費等の実費負担あり）
- (3) 出店期間：通年出店11か月、期間出店40日程度
- (4) 対象者：クリエイティブ産業分野（デザイン・ファッション・コンテンツなど）において、市内で創業又は販路拡大、あるいは新たに同分野への業態転換を目指す個人、グループ、法人（中小企業）

【お問合せ先】

（公財）名古屋産業振興公社国際デザインセンター

電話：265-2100 FAX：265-2107

◆デザインラボ入居者への助成

国際デザインセンター内の企業育成室（デザインラボ）に入居する中小企業等に対し、賃借料（賃料・共益費）の一部を助成します。詳細は、16ページをご覧ください。

【お問合せ先】

経済局産業労働部産業企画課（企画・クリエイティブ産業振興担当）

電話：972-2412 FAX：972-4136

◆デザイン活用によるサステナブルビジネス展開支援事業（再掲）

中小企業の競争力強化を図るため、SDGsの推進につながる新商品・新サービスの開発や広報・マーケティング戦略等に関して、各社の取組みに応じて中小企業診断士やデザイナーなど専門家による伴走支援を行います。

【お問合せ先】

経済局産業労働部産業企画課（企画・クリエイティブ産業振興担当）

電話：972-2412 FAX：972-4136

ホームページ：https://www.sustain-nagoya.net



V 販路開拓のための支援策

1. 国内での販路開拓

◆見本市・展示会

国内外に対する受注機会の拡大及び販路開拓の促進により、多様なリーディング産業の育成と振興を図るため、以下のような見本市・展示会を開催しています。

(1) 次世代ものづくり基盤技術産業展—TECH Biz EXPO—

次世代自動車、航空機、新素材、高度な加工技術や新しい製品、サービス等を紹介する展示会です。

ホームページ:<http://www.techbizexpo.com/>



(2) 中部ライフガードTEC ～防災・減災・危機管理展～

地震・避難対策関連製品など、最新の防災・減災及び危機管理に関する製品・技術・サービスを紹介する展示会です。

ホームページ：<http://www.lifeguardtec.com/>



(3) 建設技術フェア in 中部

効率化・省力化・安全向上につながる建設技術分野における新技術・新工法などを紹介する展示会です。

ホームページ:<http://www.kgf-chubu.com/>



【(1)～(3)のお問合せ先】

名古屋国際見本市委員会事務局（（公財）名古屋産業振興公社展示会事業部）

電話：735-4831 FAX:735-4836

(4) メッセナゴヤ

「愛・地球博」の理念を継承する事業として開催されている国際総合展示会で、異業種交流を図る日本最大級のビジネスイベントです。

【お問合せ先】

メッセナゴヤ実行委員会事務局 電話：223-5708 FAX:231-5703

ホームページ:<https://www.messenagoya.jp/>



◆スタートアップ等販路開拓支援補助金（再掲）

本市に本社機能を置くスタートアップ企業等の事業拡大を支援するため、東京23区内における拠点経費の一部を助成します。

補 助 事 業 者	スタートアップ企業：本市に本社機能を置く創業5年以内の中小企業（業種・産業分野問わず） その 他 中 小 企 業：本市に本社機能を置く中小企業（業種・産業分野問わず）
対 象 施 設	事業活動の用に供する、店舗等を除くオフィスや研究開発拠点等
補 助 事 業	事業拡大を目的に、認定申請後新たに、東京23 区内の補助対象施設に賃貸借契約の締結等により入居し、事業活動を開始
補 助 要 件	
最低投資額	スタートアップ企業：60万円 その他中小企業：100万円
従業員要件	スタートアップ企業：なし その他中小企業：従業員1名が常駐
補助対象経費	賃借料等 6か月分
補 助 率	1／2 以内
限 度 額	100万円
そ の 他	東京進出後5年間は、市内の本社機能及び事業所規模を維持

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

電話:972-2423 FAX:972-4135

2. 海外での販路開拓

◆中小企業海外展開支援事業

本市では、市内中小企業の海外ビジネスチャンス獲得を支援し、競争力強化を図るため、優れた製品やサービス等を持ち、海外展開に意欲的な企業を支援しています。

名 称	支 援 内 容
海 外 商 談 支 援	海外事業展開の対象として有望なアジアにおいて現地企業との事前マッチングを踏まえたオンラインによる商談及び現地を訪問しての商談を実施します。（8社程度）
海外事業展開セミナー	アジアの経済・社会情勢など、企業の海外展開意欲を高めるためのセミナーを開催します。（年1回、50名程度）

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

電話:972-2422 FAX:972-4135

Ⅵ 名古屋市に進出・立地したい方への支援策

1. 本社機能等立地促進補助金

名古屋市では、名古屋市内に本社機能等を移転又は新たに開設する企業に対して、その事業に要する経費の一部を助成します。

補助制度の概要

対 象 企 業		全 業 種（法人資格取得後、5年以上の企業が対象となります。）	
対象となる場合		(1) 事務所の場合 ・企業全体を統括する意思決定機関であること ・全社的な業務を担当する調査・企画部門、研究開発部門等であること (2) 研究施設の場合 事業者の研究開発において重要な役割を担うものであること	
対 象 要 件		移 転 元 地 域	
		東京23区内	その他地域 (東海3県を除く)
		・延床面積100㎡ (大企業の場合は200㎡以上) ・正規常時雇用者15人以上 (大企業の場合は30人以上)	・延床面積200㎡ (大企業の場合は300㎡以上) ・正規常時雇用者30人以上 (大企業の場合は50人以上)
補 助 対 象 経 費		(1) 建物賃借料 (2) 建物建設工事費又は取得費（土地を除く） (3) 機械設備購入費及び什器備品購入費（ただし、取得価額50万円未満は除く） (4) 移転に係る運搬料等	
補助率	賃借型	建物賃借料×36か月×50%	
	所有型	建物建設工事費又は取得費 ×12%以内 ※投資要件あり	建物建設工事費又は取得費 ×10%以内 ※投資要件あり
	共 通	補助対象経費(3),(4) ×50%	補助対象経費(3),(4) ×20%
限度額	賃借型	1億円	5,000万円
	所有型	10億円	5億円
そ の 他		別途、本市への正規常時雇用者の異動及び本店登記移転に対し加算があります。	

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

電話:972-2423 FAX:972-4135

2. 企業進出促進補助金

名古屋市では、企業の進出を促進するため、市内において初めて事業所を開設する市外企業に対して、開設に要する経費の一部を助成します。

補助制度の概要

対 象 企 業	(1)ICT企業 ICT、ロボット、デジタルコンテンツ、クリエイティブ分野を主に事業活動の対象とする法人設立後3年以上経過した企業 (2)外資系企業 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第26条第1項第2号及び第3号に規定する会社等及び当該会社等が発行済株式の総数又は出資金額（自己の株式又は出資を除く。）の3分の1超の数の株式又は出資金額を有する法人設立後3年以上経過した企業 (3)スタートアップ企業 グリーン化及びデジタル化をはじめ新技術や新しいビジネスモデルを活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業を行っている法人設立後10年を経過しない企業 (4)グロス企業 資本金1,000万円以上かつ、直近事業年度の売上が1億円以上又は経常利益1,000万円以上であって、今後の成長が見込まれる法人設立後3年以上経過した企業
対象となる場合	市外の企業が、市内で建物を賃借して、初めて事業所（店舗等を除くオフィスや研究開発拠点等）を開設する場合
対 象 要 件	(1)ICT企業 ・床面積30㎡以上 ・エンジニア等の職種の常時雇用者2人以上が常駐 (2)外資系企業 ・床面積20㎡以上 ・常時雇用者2人以上が常駐 (3)スタートアップ企業 ・常時雇用者1人以上が常駐 (4)グロス企業 ・床面積30㎡以上 ・常時雇用者5人以上が常駐
補 助 対 象 経 費	本市に新たに開設する事業所の賃借料（最大12か月分） （敷金、保証金等及び消費税等を除く）
補 助 率	50%以内
補 助 限 度 額	1,000万円
そ の 他	別途、本市への本店登記移転に対し加算があります。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

電話:972-2423 FAX:972-4135

3. 産業立地強化促進補助金

名古屋市では、本社オフィス、オフィス、工場、研究施設を新增設する企業に対して、その経費の一部を助成します。

補助制度の概要

〈フラグシップ型〉

対象となる場合	本市に50年以上本社を有する企業が、市内において本社オフィスの新增設を行う場合
対 象 要 件	(1)中小企業 ・市内の事業所等における常時雇用者の合計が25人以上 ・補助対象施設の新増設にかかる固定資産取得費用の合計額が2億円以上 (2)大企業 ・本市内の事業所等における常時雇用者の合計が100人以上 ・補助対象施設の新増設にかかる固定資産取得費用の合計額が25億円以上
補 助 対 象 経 費	補助対象施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額
補 助 率	20%以内
補 助 限 度 額	5億円

〈本社立地型〉

対象となる場合	市内において本社オフィスの新增設を行う場合
対 象 要 件	(1)中小企業 ・補助対象施設に配置する常時雇用者が5人以上 ・補助対象施設の新増設にかかる固定資産取得費用の合計額が1億円以上 (2)大企業 ・補助対象施設に配置する常時雇用者が20人以上 ・補助対象施設の新増設にかかる固定資産取得費用の合計額が10億円以上
補 助 対 象 経 費	補助対象施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額
補 助 率	10%以内
補 助 限 度 額	5億円

〈産業立地型〉

対象となる場合	製造業又は情報通信業に分類される事業を主に営んでいる企業が、市内においてオフィス、工場、研究施設の新增設を行う場合
対 象 要 件	(1)中小企業 ・補助対象施設に配置する常時雇用者が5人以上 ・補助対象施設の新增設にかかる固定資産取得費用の合計額が1億円以上 (2)大企業 ・補助対象施設に配置する常時雇用者が20人以上 ・補助対象施設の新增設にかかる固定資産取得費用の合計額が10億円以上
補 助 対 象 経 費	・補助対象施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額 ・機械設備等に係る固定資産税の課税標準額（工場、研究施設のみ） ※取得単価1,000万円未満の機械設備等は除く
補 助 率	10%以内
補 助 限 度 額	5億円

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

電話:972-2423 FAX:972-4135

4. 市内企業再投資促進補助金

長年にわたり市内の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、愛知県と連携し、市内における再投資を支援します。

補助対象	20年以上市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新增設等を行う企業（※1）		
対象分野	以下の次世代成長分野又は「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（東尾張地域）」に該当する業種 (1) 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。） (2) 航空宇宙関連分野 (3) 環境・新エネルギー関連分野 (4) 健康長寿関連分野 (5) 情報通信関連分野 (6) ロボット関連分野 (7) その他市長が認める分野		
交付要件	投資規模要件	大企業	25億円以上
		中堅企業（※2）・中小企業	1億円以上
	雇用要件（※3）	大企業	50人以上
		中堅企業・中小企業	25人以上
補助対象経費	固定資産取得費用（土地を除く）		
補助率	大企業	4％以内（※4）	
	中堅企業	5％以内（ただし、みなし大企業は4％以内）（※4）	
	中小企業	10％以内（ただし、みなし大企業は8％以内）	
限度額	大企業	5億円	
	中堅企業	5億円	
	中小企業	10億円	

※1 新あいち創造産業立地補助金に採択されることが必要

※2 常時使用する従業員の数が2,000人以下の大企業

※3 支援期間中における常時雇用者数

※4 大企業及び中堅企業については、別に愛知県からも補助が受けられます

（固定資産取得費用の大企業は4％以内、中堅企業は5％以内（ただし、みなし大企業は4％以内））

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

電話:972-2423 FAX:972-4135

5. 工場建設に必要な許可・届出等

工場を建設しようとするときは、下記のような許可、届出等の手続きが必要です。

法令名	許可・届出等を必要とする場合	手 続	お問い合わせ先
都市計画法	開発行為（土地の区画・形質の変更）をするとき。ただし、市街化区域内は、500㎡以上	市長に申請し、許可を受ける。	住宅都市局 建築指導部 開発指導課 電話:972-2770 FAX:972-4159
工場立地法	特定工場（敷地面積9,000㎡以上、又は建築面積の合計3,000㎡以上）を新設するとき（増設・用途変更によって上記に該当する場合を含む）。	工事開始の90日前までに、市長に届け出る。	経済局 イノベーション推進部 産業立地交流課 電話:972-2423 FAX:972-4135
建築基準法	建築物の建築や用途変更をしようとするとき。	建築確認申請を建築主事又は民間の指定確認検査機関に提出し、その確認及び工事完了後の検査を受ける。	住宅都市局 建築指導部建築審査課 電話:972-2929～2932 FAX:972-4159

VII 設備投資をしたい方への支援策

1. 中小企業デジタル活用支援補助金(中小企業デジタル活用支援事業)

名古屋市内の中小企業の方を対象に、経営課題の解決に資するデジタル技術の活用に関する経費の一部を助成します。

(1)補助制度の概要

区 分	通常枠	賃上げ枠	ロボット枠
対 象 者	名古屋市内の中小企業者		
補助対象事業	デジタル技術の活用により販路開拓もしくは業務プロセスの効率化に繋がる事業		
補 助 要 件	以下の条件を満たすこと。 【通常枠】 ア 【賃上げ枠】 ア及びイ 【ロボット枠】 補助対象経費にロボットを含む場合はア（名古屋商工会議所を除く） 補助対象経費に産業用ドローンを含む場合はア（名古屋商工会議所を除く）及びウ ア. 名古屋市新事業支援センター又は名古屋商工会議所においてデジタル技術の活用に関する相談を受けていること イ. 補助事業終了日を含む事業年度又はその翌事業年度において、給与支給総額を1.5%以上増加させる計画を策定し、従業員に対して表明すること ウ. 航空法第132条の40に規定する無人航空機操縦者技能証明書の交付を受けていること		
補助対象経費	・ソフトウェア等導入費 ・設備費		左に加え、 ロボット導入経費を含むこと
補 助 率	1／2 以内		
補助限度額	10万円～100万円	10万円～150万円	10万円～500万円

(2) デジタル技術の活用に関する相談

中小企業デジタル活用支援マネージャーが、本補助金申請に係るデジタル技術の活用に関する相談や、補助金採択後のデジタル技術導入に係る相談にお応えします。

【お問合せ先】

(公財)名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター

電話:735-0808 FAX:735-2065

ホームページ: <https://www.nipc.or.jp/digitalgrants/>



2. 航空宇宙産業設備投資促進補助金

厳格な品質基準や認証、新たな技術革新や新型機への対応が求められる航空宇宙産業において、中小企業の販路拡大や生産増、一層高度な業務への対応に必要な設備投資に対してその経費の一部を助成します。

補 助 対 象 者	航空宇宙産業に関する認証等を受けている中小企業者
補助対象事業	市内に所在する事業所において、航空宇宙産業に関する設計・製造・検査で使用する「機械設備」や「ソフトウェア」を購入し、設置又は構築する設備投資
補 助 要 件	補助対象事業に係る投資額500万円以上
補 助 率	補助対象経費の10%以内
補 助 限 度 額	1,000万円（1企業1年度あたり）

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部次世代産業振興課

電話:972-2418 FAX:972-4135

3. 市内企業再投資促進補助金（再掲）

長年にわたり市内の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、愛知県と連携し、市内における再投資を支援します。

補助対象	20年以上市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新增設等を行う企業（※1）		
対象分野	以下の次世代成長分野又は「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（東尾張地域）」に該当する業種 (1) 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。） (2) 航空宇宙関連分野 (3) 環境・新エネルギー関連分野 (4) 健康長寿関連分野 (5) 情報通信関連分野 (6) ロボット関連分野 (7) その他市長が認める分野		
交付要件	投資規模要件	大企業	25億円以上
		中堅企業（※2）・中小企業	1億円以上
	雇用要件（※3）	大企業	50人以上
		中堅企業・中小企業	25人以上
補助対象経費	固定資産取得費用（土地を除く）		
補助率	大企業	4％以内（※4）	
	中堅企業	5％以内（ただし、みなし大企業は4％以内）（※4）	
	中小企業	10％以内（ただし、みなし大企業は8％以内）	
限度額	大企業	5億円	
	中堅企業	5億円	
	中小企業	10億円	

※1 新あいち創造産業立地補助金に採択されることが必要

※2 常時使用する従業員の数が2,000人以下の大企業

※3 支援期間中における常時雇用者数

※4 大企業及び中堅企業については、別に愛知県からも補助が受けられます

（固定資産取得費用の大企業は4％以内、中堅企業は5％以内（ただし、みなし大企業は4％以内））

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

電話:972-2423 FAX:972-4135

4. 固定資産税の特例措置等

中小企業等の設備投資を促進するため、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業等の設備投資に対して、償却資産の固定資産税を軽減する特例措置を設けました。※一定の要件があります。

先端設備等導入計画の認定申請概要

計 画 期 間	3年間、4年間または5年間
労 働 生 産 性 に 関 する 目 標	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること ※固定資産税の特例は別途投資利益率に関する要件があります。
対 象 者	中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者 ※固定資産税の特例は対象となる規模要件が異なります。
対 象 設 備	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
そ の 他	- 認定を受けるためには経営革新等支援機関の確認が必要です。 - 固定資産税の特例を受けるためには投資計画に関する確認書および賃上げ方針を表明したことを証する書面の提出が必要です。 また、先端設備等導入計画の認定のほかに税務申告が必要です。

認定申請の受付場所

経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当） 電話:735-2100

（千種区吹上二丁目6番3号 名古屋市中小企業振興会館6階）

受付時間：月曜日から金曜日の9時～12時、13時～17時（祝休日を除く）

※お越し頂く際は必ずお電話で事前にご予約下さい。



認定申請
ページ

先端設備等導入計画認定後の支援制度

(1) 金融支援

計画の認定を受けた中小企業等は、資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることができます。

(2) 税制支援

計画の認定を受けた中小事業者等のうち、以下の表に記載の要件を満たした場合、対象資産に係る固定資産税を3年間または5年間軽減とする特例措置を実施します。

※先端設備等導入計画の認定とは要件が異なります。

※賃上げ方針の表明無しの場合は、固定資産税の特例を受けることはできません。

対 象 者		個人：常時使用する従業員数が1,000人以下である方 法人：資本金または出資金の額が1億円以下である法人。資本または出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員数が1,000人以下である法人（当該法人が通算親法人である場合には、下記(3)に掲げる法人を除く。） ※以下のいずれかに該当する法人は特例措置の対象外です。 (1)同一の大規模法人（資本金が1億円を超える法人等）に発行済み株式もしくは出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人 (2)2以上の大規模法人に発行済み株式もしくは出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人 (3)他の通算法人のいずれかが下記の要件に該当する場合における通算法人 ア 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人のうち上記(1)または(2)に該当する法人 イ 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人を超える法人		
対 象 設 備		設備の種類	用途または細目	最低価額 (1台1基または一の取得価額)
償却資産	設備ごとの要件	機械装置	全て	160万円以上
		工具	測定工具および検査工具	30万円以上
		器具備品	全て	30万円以上
		建物附属設備 ※償却資産として課税されるものに限る	全て	60万円以上
	共通の要件	- 投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された設備であること - 先端設備等導入計画の認定後、令和9年3月31日までに取得すること - 商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に直接供されるものであること - 中古資産でないこと		
特 例 率 ・ 期 間		1.5%以上の賃上げ方針を表明した場合 3年間、課税標準を1/2に軽減 3%以上の賃上げ方針を表明した場合 5年間、課税標準を1/4に軽減		

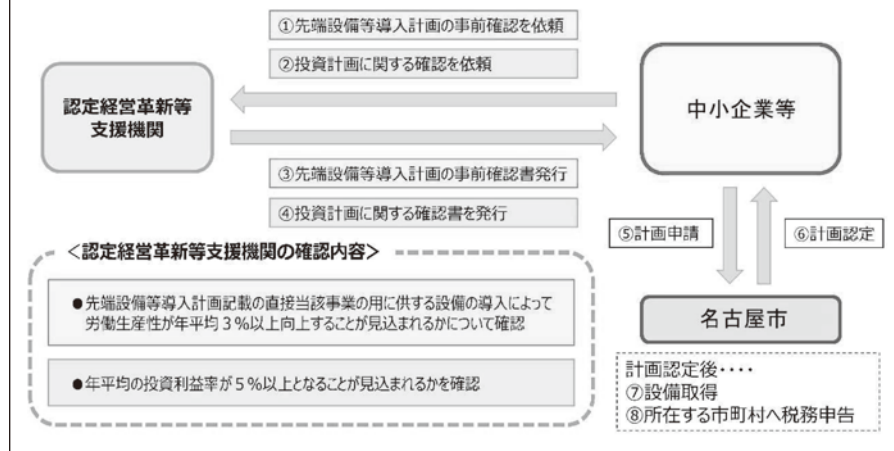
※賃上げ方針の表明無しの場合は、固定資産税の特例を受けることはできません。

※固定資産税の特例措置の詳細は市公式ウェブサイトでご確認ください。



固定資産税の特例について

固定資産税の特例について（スキーム図）



※経営革新等支援機関 中小企業庁のウェブサイトに掲載されていますので、ご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>



【お問合せ先】

（制度や認定に関すること）

経済局中小企業振興課（経営支援担当） 電話:735-2100 FAX:735-2104

（固定資産税の特例に関すること）

栄市税事務所固定資産税課（償却資産担当） 電話:959-3309

本陣市税事務所固定資産税課（償却資産担当） 電話:433-4028

金山市税事務所固定資産税課（償却資産担当） 電話:324-9809

VIII 環境保全に関する事業への支援策

1. 中小企業省エネルギー設備等導入補助金

脱炭素社会の実現に向け、市内の中小企業者等の省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの導入を促すため、省エネルギー設備への更新や太陽光発電設備を導入する場合に補助金を交付します。

【補助内容】

区 分	省エネ設備		再エネ設備	
対 象 事 業 者	市内に事業所を有する中小企業者等			
対 象 設 備	高効率空調、LED照明		太陽光発電設備	蓄電システム
補 助 金 の 額	導入経費×1/2		1kWあたり5万円	1kWhあたり3万円
補 助 限 度 額	200万円		500万円	60万円

【お問合せ先】

環境局環境企画部脱炭素社会推進課
電話:972-2693 FAX:972-4134

新規 2. 中小工務店向けZEHセミナー

ZEHの建築に対応できる中小工務店の増加を図り、ZEHの普及を促進するため、市内の中小工務店向けのセミナーを実施します。

【お問合せ先】

環境局環境企画部脱炭素社会推進課
電話：972-2696 FAX：972-4134

3. 中小企業水素エネルギー普及促進等事業

次世代エネルギーとして期待される水素の社会実装実現に向け、中部圏における水素サプライチェーン構築推進のための取組みのほか、市内中小企業等への普及促進のための啓発イベント等を実施します。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部次世代産業振興課
電話：972-2417 FAX：972-4135
ホームページ：<https://www.hydrogen-nagoya.jp/>



4. なごや省エネ相談

中・小規模事業者の省エネルギー対策を無料でサポートします。

相談者の業種や規模、経営状況、取組状況にあわせた省エネルギーのアドバイスを電話・電子メール・訪問相談により実施しています。お気軽にご相談ください。

【相談内容】

- エネルギー消費量など現状把握、エネルギー削減目標の設定や目標達成のための取組、エネルギー管理の方法のアドバイス
- 経費をかけない既存施設・既存機器の運用改善による省エネルギー効果の試算
- 高効率機器等の導入や更新による省エネルギー効果の試算
- 設備の導入や更新が必要な場合は、省エネルギー融資や国の補助金制度について情報提供

【費用】 無料

【お問合せ先】

環境局環境企画部脱炭素社会推進課 電話:972-2693 FAX:972-4134

5. 環境保全・省エネルギー設備資金融資

中小企業の方々が省エネルギーや公害防止その他の環境保全対策を実施する際に必要な資金を、長期かつ低金利で融資します。なお、支払った利子については、申請により名古屋市が補助します。詳細はお問い合わせください。

融資対象	1. 市内で事業を営んでいる、次のいずれかに該当する中小企業者 ①資本の額又は出資の総額が3億円（卸売業では1億円、サービス業・小売業では5,000万円）以下の会社 ②常時使用する従業員が300人（卸売業・サービス業では100人、小売業では50人）以下の会社または個人 2. 市内で事業を営んでいる、中小企業団体の組織に関する法律で定める事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・企業組合・協業組合・商工組合・商工組合連合会						
融資資金使途	① 公害防止のための設備の購入・設置・改造等 ② 公害防止のために行う、工場・事業場の工業系地域への移転 ③ 高効率空調設備・LED照明への入替え、太陽光発電設備の設置等 ④ ハイブリッド・電気・燃料電池自動車等の購入、充電・充填設備の設置 ⑤ ディーゼル貨物自動車・バス・建設機械等の買替え ⑥ 石綿の含有量分析調査、除去・飛散防止工事、除去時の周辺環境調査 ⑦ オゾン層保護のためのフロン等回収装置・脱フロン洗浄設備の設置等 ⑧ 産業廃棄物処理設備の設置 ⑨ 建築物・施設および敷地の緑化 ⑩ 透水性舗装等、敷地の雨水浸透・保水設備の設置 ⑪ PCB廃棄物判定のための調査・試料採取・分析、PCB廃棄物の処分等						
融資条件	<table border="1"> <tr> <td>融資限度</td><td>5,000万円 （ただし、中小企業団体の場合は6,000万円。中小企業者で資金使途が上記②の場合は、移転先が市内の場合7,000万円、市外の場合3,500万円。上記④、⑤の場合は、一年度あたり3,000万円、乗用自動車については、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車は1台あたり400万円、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車は1台あたり600万円）</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>7年以内（ただし、融資額5,000万円超の中小企業者は10年以内）</td></tr> <tr> <td>利率</td><td>年1.5%（ただし、融資額5,000万円超の中小企業者は年1.7%）</td></tr> </table>	融資限度	5,000万円 （ただし、中小企業団体の場合は6,000万円。中小企業者で資金使途が上記②の場合は、移転先が市内の場合7,000万円、市外の場合3,500万円。上記④、⑤の場合は、一年度あたり3,000万円、乗用自動車については、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車は1台あたり400万円、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車は1台あたり600万円）	融資期間	7年以内（ただし、融資額5,000万円超の中小企業者は10年以内）	利率	年1.5%（ただし、融資額5,000万円超の中小企業者は年1.7%）
融資限度	5,000万円 （ただし、中小企業団体の場合は6,000万円。中小企業者で資金使途が上記②の場合は、移転先が市内の場合7,000万円、市外の場合3,500万円。上記④、⑤の場合は、一年度あたり3,000万円、乗用自動車については、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車は1台あたり400万円、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車は1台あたり600万円）						
融資期間	7年以内（ただし、融資額5,000万円超の中小企業者は10年以内）						
利率	年1.5%（ただし、融資額5,000万円超の中小企業者は年1.7%）						
利子補助	原則、全額補助 （ただし、資金使途の③、⑤、⑦のうち脱フロン洗浄設備の設置については半額、②のうち市外へ移転する場合及び⑧のうち申請者が産業廃棄物処理業者の場合は利子補助なしをそれぞれ基本とします。）						

※取扱金融機関が必要と認める場合は、名古屋市信用保証協会の信用保証を付していただきます。

【お問合せ先】

環境局地域環境対策部大気環境対策課

電話：972-2674 FAX 972-4155

公式ウェブサイト：<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-20-1-0-0-0-0-0-0.html>



6. 最新規制適合自動車代替促進事業

名古屋市では、自動車からの排出ガスを低減し、大気環境の改善を図るため、市内事業者が貨物自動車等や乗合自動車等を買替える際に補助金を交付します。

	トラック等	バス等
補助対象者	市内に事業所を有する中小企業者等	市内の次に掲げる施設の設置者 ・幼稚園・保育園・学校等 ・病院・診療所・助産所 ・児童福祉施設 ・社会福祉施設（社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・市内に事業所を有する中小企業者等 ※ただし、国立、公立、国・地方公共団体が出資する施設は除く。
補助要件	車齢8年超の貨物自動車等（軽油を燃料とする自動車については平成17年自動車排出ガス規制以前のものに限る、ガソリン・LPGを燃料とする自動車については平成16年自動車排出ガス規制以前のものに限る）を最新規制適合自動車に買い替えること。 ※貨物自動車等とは、貨物自動車及び物品を運搬する目的で使用する特殊自動車を指す。	車齢8年超の乗合自動車等（軽油を燃料とする自動車については平成17年自動車排出ガス規制以前のものに限る、ガソリン・LPGを燃料とする自動車については平成16年自動車排出ガス規制以前のものに限る）を最新規制適合自動車に買い替えること。 ※乗合自動車等とは、乗合自動車及び車いす自動車を指す。
補助額	小型（3.5～7.5トン）：30万円 中型（7.5～12トン）：40万円 大型（12トン～）：50万円 旧車の名義変更により廃車とみなす場合は20万円減額する。	35万円 旧車の名義変更により廃車とみなす場合は20万円減額する。
限度額	1者あたり2台まで	

【お問合せ先】

環境局地域環境対策部大気環境対策課

電話: 972-2682 FAX 972-4155

公式ウェブサイト：<https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/38-3-20-2-0-0-0-0-0-0.html>



7. みどりの補助金（名古屋市民有地緑化助成事業）

名古屋市では、「あいち森と緑づくり税（県民税）」を財源として、質・量ともに優れた民有地の緑化工事に対して助成を行っています。

助成対象	○屋上緑化、壁面緑化、空地(地上部)緑化、駐車場緑化、生垣設置における以下の工事費用 ・植栽（例：樹木、地被植物、芝など。1～2年程度で枯れる草花は除く） ・植栽基盤（例：客土、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材など） ・灌水施設（例：散水栓、給水管など） ・本事業により整備したことを示す表示板
助成条件	○受付期間：4月1日から12月28日（休庁日の場合は直前の開庁日）まで ○新たに緑化する面積が50㎡以上であること（助成対象が生垣設置のみの場合は延長15m以上。また、隣地などの複数の緑化工事的面積・延長を合算できる場合があります。） ○緑化工事が未着手で、当該年度の3月15日（休庁日の場合は直前の開庁日）までに完了報告書を提出すること ○緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」において、以下の条件を満たすこと ・「☆☆（良好な緑化）」以上（＝50点以上）かつ助成対象緑化面積50㎡あたり、高さ2.5m以上の樹木を、1本以上植栽すること。 ○原則として、助成対象となる緑化面積100㎡あたり1か所以上の灌水施設を設置すること（もしくは既に設置されていること） ○助成を受けたことを示す表示板を1か所以上設置すること ○助成対象の緑化施設を良好に維持保全すること ・一定の年数が経過した後、状況報告をすること など （生垣設置のみの場合は、条件等が異なります。詳細はお問い合わせください）
助成金額	○助成金額は、助成対象工事費の2分の1以内で、かつ以下の条件を満たす額 ・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化:それぞれ助成対象の緑化面積×1.5万円/㎡以内 ・空地(地上部)緑化：助成対象の緑化面積×1万円/㎡以内 ・生垣設置のみ：助成対象の生垣延長×5千円/m以内 ○助成総額は10万円以上500万円以下（生垣設置のみの場合は3万円以上500万円以下） ○大径木、仕立もの、品種もの等の高額な樹木においては、助成の対象額として計上できる樹木単価の上限を下記のとおりとする。 ・高さ4.0m以上の樹木単価は上限15万円/本 ・高さ4.0m未満の樹木単価は上限6万円/本 ◎消費税は、原則、助成の対象になりません。

【お問合せ先】

緑政土木局緑地部緑地維持課（民有地緑化担当） 電話:972-2465 FAX:972-4143

8. 民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業

名古屋市では、アスベスト（石綿）含有吹付け建材からのアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、分析調査及び除去等による費用について補助金を交付します。

※アスベスト（石綿）とは、労働安全衛生法施行令第6条第23号に規定されている、クリソタイル（白石綿、温石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの6種をいいます。

補助対象者	補助の対象となる建築物の所有者または管理者
補助対象建築物	1. 名古屋市内にある民間の建築物で、補助事業後も引き続き使用する建築物。 2. すでに分析調査を行っている建築物でも、追加して次のいずれかの分析調査をする場合 ・アスベスト成分のうち、アクチノライト・アンソフィライト・トレモライトについての分析調査がされていない場合 ・アスベストの含有率が0.1%以下の吹付け建材かどうか不明な場合 3. <u>以下の場合には対象外となります。</u> ・建築物を解体しようとする場合 ・分析調査・除去等について既に業者と契約されている場合 ・保温材や成型板等の分析調査・除去等を行う場合 ・建築基準法に違反する建築物 ・対象建築物の固定資産税及び都市計画税が未納な場合 ・吹付けアスベストの分析調査・除去等についての補助を受けたことがある建築物
補助対象経費	1. 分析調査事業 補助金額：分析調査に要する費用の全額（限度額15万円） 対象建材：吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト（ひる石吹付け）、パーライト吹付け 2. 除去等事業 補助金額：アスベスト含有吹付け建材（アスベスト含有率0.1重量パーセント超のものに限る。）の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用の3分の2以内（限度額120万円） 対象建材：吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール

詳細は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

【お問合せ先】

住宅都市局建築指導部建築安全推進課（建築防災担当） 電話：972-2935 FAX：972-4159

9. SDGsオンラインセミナー

企業がSDGsを推進していく上で有用な取り組み紹介などを行うセミナーを実施します。

※ SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年に向けて世界全体で取り組むべき目標です。持続可能な世界の実現のために17のゴールとそれらを達成するための具体的な169のターゲットが設定されています。

開催時期等詳細については以下までお問合せ下さい。

【お問合せ先】

「なごや環境大学」実行委員会事務局（名古屋市環境学習センターエコパルなごや内）

電話・FAX：223-1223

なごや環境大学ホームページ：<https://www.n-kd.jp/>



10. なごやSDGsグリーンパートナーズ

環境配慮を主体としたSDGs達成に向けた取組を自主的かつ積極的に実施している事業所を「なごやSDGsグリーンパートナーズ」として登録・認定し、自主的な取組を支援します。

また、認定優良エコ事業所のうち、特に優秀で他の模範となる取組を実施している事業所を表彰します。

【登録・認定区分】

取り組み状況に応じて、

認定優良エコ事業所、認定エコ事業所、登録エコ事業所 の3段階

【メリット】

- ・登録・認定区分に応じて、登録・認定証と認定プレートを交付します。
- ・ロゴマークを名刺や印刷物などに表示できます。
- ・市公式ウェブサイトで紹介します。
- ・市の入札・契約における優遇措置があります。

【お問合せ先】

環境局環境企画部脱炭素社会推進課

電話：972-2693 FAX：972-4134

11. 名古屋市SDGs推進プラットフォーム

名古屋地域全体におけるSDGsの取り組みの一層の向上を図るため、「名古屋市SDGs推進プラットフォーム」を設置し、名古屋市とともにSDGsの達成に向けて取り組んでいただける会員を募集しています。

【対 象】

名古屋市内に事業所等を置き、SDGs達成に向けた取り組みを実施している（または実施予定がある）企業・団体・大学等 ※法人格の有無は問いません。

【メリット】

- ・市が運営する専用ウェブサイト会員情報を掲載することで、対外的なPRができます。
- ・会員限定のイベント等を通して、他の会員との交流・連携の機会が得られます。
- ・SDGsを通して一緒に事業等に取り組みたい会員同士のマッチング支援を受けられます。
- ・プロジェクトを提案し、賛同する会員がそれぞれの強みや知見を活かしながら、取り組みの具体化に向けた検討を行う分科会活動の支援を受けられます。
- ・連携パートナーなどによるSDGs教育をはじめとした支援の機会や、市からの情報などが得られます。

【入会金・年会費】

無料

【お問合せ先】

総務局企画部企画課 電話:972-2212 FAX:972-4418

専用ウェブサイト:<https://sdgs-pf.city.nagoya.jp/>



IX 商店街・組合活動活性化のための支援策

1. 商店街活性化のための融資・助成制度

◆商店街活性化促進資金

市内の商店街団体が行うお祭りなどのイベント活動や広報活動などのソフト事業及びアーケードや街路灯の整備などのハード事業を実施する場合の商店街活性化に要する資金の貸付を行っています。

融 資 対 象	市内に主たる事務所がある商店街振興組合・商店街振興組合連合会、商店街事業協同組合及び商工会・商工会連合会		
融 資 限 度	1 団体 1 億円		
融 資 期 間	設備	10年以内	運転 5年以内
保 証 人	(公財) 名古屋市小規模事業金融公社所定		
利 率 (年)	設備	7年以内	2.8%
		10年以内	2.9%
	運転	1年以内	2.5%
		3年以内	2.6%
		5年以内	2.7%

※公的補助金交付までのつなぎ資金に利用する場合に融資利率を割り引くなどの優遇措置があります。

【お問合せ先】

(公財)名古屋市小規模事業金融公社 電話:735-2123 FAX:735-0400

ホームページ:<https://nb-fun.jp/shotengai>



◆商店街魅力向上事業助成

魅力とにぎわいのある商業地づくりや、地域のコミュニティ機能の充実を推進するため、商店街の魅力向上や地域コミュニティの活性化を図る取り組みに対し、次のように助成を行っています。

(1) 商店街魅力アップ支援事業

対 象 団 体	●商店街振興組合 ●商店街が形成されている地域において、小売商業又はサービス業等を営む者が組織した事業協同組合 ●上記団体を主たる構成員とする団体 ●商工会 等	
対 象 事 業	●地域住民との交流のもとに実施するイベント、まつり、講習会等 ●商店街の魅力を広める市民向け情報誌、マップ、ホームページの作成等 ●商店街のブランディング事業 ●歴史、街並み、特産物等の地域資源を活用した事業 ●安心・安全、少子高齢化等の地域課題に対応する事業	
対 象 経 費	ソフト事業	会場借上費、装飾設備費、委託料、印刷製本費、人件費、海外通信費
	ハード事業	共同設備の整備費等、内外装整備費、家賃賃借料 ※ただし、補助限度額の40%以内
補 助 率	・補助対象経費の20%以内 ・「愛知県げんき商店街推進事業費補助金」（以下「げんき補助金」という）採択事業は40%以内 ・げんき補助金採択事業のうち、「商店街の未来を拓くプロジェクト」推進事業は50%以内	
補 助 条 件	・1団体につき2事業までを対象（このうち1事業は、げんき補助金に申請することができる） ・げんき補助金に申請する場合、一定の条件を満たす必要あり ・げんき補助金採択事業以外の場合、ハード事業はソフト事業と併せて実施する安心・安全に対応した設備（防犯カメラ、AED）の整備に限る	
補助限度額	・1団体当たり100万円 - ただし、補助対象経費が1,000万円を超過する団体は150万円を限度 ・連合組織については200万円を限度 ・上記とは別に、げんき補助金採択事業は500万円を限度	

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課（地域商業推進担当） 電話:972-2432 FAX:972-4138

(2) 組織強化事業

対 象 団 体	●商店街振興組合 ●商店街が形成されている地域において、小売商業又はサービス業等を営む者が組織した事業協同組合 ●上記団体を主たる構成員とする団体 ●商工会
対 象 事 業	商店街組織強化につながる下記の事業 ①調査・計画策定に向けた取組み及び人材の発掘・育成に向けた勉強会等の実施 ②上記の取組みに基づく試行的事業
対 象 経 費	会場借上費、装飾設備費、委託料、印刷製本費、報償費
補 助 率	専門家への謝礼 100%以内 (補助上限：1回当たり3万円限度、合計15万円) その他の経費 50%以内
補助限度額	1団体当たり25万円

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課(地域商業推進担当) 電話:972-2432 FAX:972-4138

◆商店街共同施設災害対策支援助成

安心・安全な商店街づくりのため、大規模地震等の発生に備え、商店街が保有する老朽化したアーチ、アーケード及び街路灯の調査、改修又は撤去に要する経費の一部を助成します。

区 分	調 査	改修・撤去
補 助 期 間	令和6～9年度	令和7～10年度
補助対象団体	・商店街振興組合 ・商店街を地区とする事業協同組合 ・商工会 ・中小小売商業者等を主たる構成員とする法人格を有しない団体	
補助対象経費	劣化調査費等	施設改修費、撤去費
補 助 率	4／5以内	1／2以内
補助限度額	40万円／団体 (令和6～9年度の累計)	500万円／団体 (令和7～10年度の累計)
下 限 要 件	なし	補助対象経費250万円超／団体 (令和7～10年度の累計)
備 考	—	・建築士等の事前調査が必要 ・前年度に計画認定申請が必要 ・撤去は商店街の解散を目的としないこと

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課(地域商業推進担当) 電話:972-2432 FAX:972-4138

◆商店街共同施設維持管理費助成

商店街が街路灯、アーチ、アーケード、日よけ及びモニュメントを維持管理する事業に対し、次のように助成を行っています。

対 象 団 体	●商店街振興組合 ●商店街が形成されている地域において、小売商業又はサービス業等を営む者が組織した事業協同組合 ●商工会 ●中小小売業者等を主たる構成員とする法人格を有しない団体
対 象 事 業	●街路灯、アーチ、アーケード、日よけ及びモニュメントを維持管理する事業
対 象 経 費	●街路灯の電灯料 ●アーチ、アーケード、モニュメント（街路灯、アーチに準ずるものに限る）の電灯料、道路占用料 ●日よけの道路占用料 ●街路灯、アーチ、アーケードの補修・撤去費
補 助 率	●電灯料：定 額 ●道路占用料：道路占用料相当額以内 ●補修・撤去費：補助対象経費の20％以内 ※街路灯の補修・撤去に係るげんき補助金採択事業は40％以内
補助限度額	補修・撤去費に対する補助限度額は、各50万円 ※げんき補助金採択事業は100万円

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課（地域商業推進担当）

電話:972-2432 FAX:972-4138

◆商店街商業機能再生モデル事業

空き店舗を活用するための事業プランを作成するワークショップを開催するほか、外部人材等を対象に、イベントなどを通じた商店街との交流事業を実施し、商店街の商業機能再生に向けた支援を行います。

また、先進技術を持つ企業などから未来の商店街や店舗のあり方に関するアイデアを募集し、優れた提案について実証プロジェクトを実施します。

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課（地域商業推進担当）

電話:972-2432 FAX:972-4138

◆地域商業に関するデータの提供

商店街や小売市場、大規模小売店舗の所在地をまとめて、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課（地域商業企画担当）

電話:972-2428 FAX:972-4138

2. 小売市場出店者の組合等のための助成制度

◆小売市場の地域密着型事業への助成

市内の小売市場出店者で組織する事業協同組合等が、小売市場が地域に密着した利便施設として魅力を高めるために実施する、イベント開催事業や施設の整備等に対して、下記のとおり助成を行っています。

また、小売市場の共同施設の設置等については、共同施設の設置補助が受けられます。詳細は82ページをご覧ください。

	イベント開催等	施設の整備
対象事業・施設	(1) 地域貢献事業 地域の利便性向上を図り、地域に貢献する活動 ① 環境対応事業 ② 高齢者対応事業 ③ イベント事業 ④ 安心・安全事業 ⑤ 食育推進事業 (2) 地域連携事業 地域団体等と連携して実施する事業 (3) 経営基盤強化事業 ① 経営改善計画策定事業 ② 専門家派遣事業 ③ 研修事業 ④ 市場調査事業	① 環境対応事業 リサイクルステーション設置事業等 ② 高齢者対応事業 バリアフリー化事業等 ③ 地域交流事業 無料休憩所の設置等 ④ 耐震対策事業 耐震対策のための什器の固定等 ⑤ 安心・安全事業 店舗施設外の照明装置の設置等 ⑥ 業態転換支援事業 地域住民の利便向上を図るため販売形態を見直す事業
対 象 団 体	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場を運営する、食料品小売業者等で構成された事業協同組合等	
補 助 額	・ 地域貢献事業は補助対象経費の2分の1以内。 ・ 地域連携事業、経営基盤強化事業は補助対象経費の3分の2以内。(経営改善計画策定事業は限度額内) ・ 一団体限度額10万円(経営改善計画策定事業は5万円)	・ 補助対象経費の3分の1以内(環境対応事業は2分の1以内) ・ 一団体限度額50万円(業態転換事業は100万円)

※げんき補助金採択事業は100万円

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課（小売市場担当）

電話：972-2429 FAX：972-4138

3. 組合等で行う共同振興事業・共同施設設置事業への助成

市内に主たる事務所を有し、商工業、サービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする法人格を有する団体（事業協同組合等）が、①研修会、見本市・展示会などの共同事業の実施、②共同施設の設置を行う場合、次のように助成を行います。

なお、商店街共同施設については、78～80ページをご覧ください。

	対 象 団 体	対 象 事 業 ・ 施 設	補 助 額
共同振興事業	市内に主たる事務所を有し、商工業、サービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする法人格を有する団体（事業協同組合等）	内部人材育成事業	15%以内で20万円限度 （対象経費5万円未満の事業を除く）
		見本市・展示会事業	15%以内で100万円限度 （対象経費10万円未満の事業を除く）
共同施設設置事業	小売市場の事業協同組合 共同店舗の事業協同組合	● 共同店舗 ● 組合事務所、研修施設 ● 共同倉庫 ● 冷暖房設備 ● 受変電設備 ● 顧客用無料駐車・駐輪施設（土地購入費は除く） ● 事務合理化機械 ● 再資源・リサイクル施設（軽微なものに限る）	15%以内で300万円限度 （対象経費30万円未満の事業を除く）
	上記を除く事業協同組合 商工会	● 組合事務所、研修施設 ● 共同倉庫 ● 共同工場、作業場等 ● 生産加工機械設備 ● 共同給食設備 ● 冷暖房設備 ● 事務合理化機械 ● 再資源・リサイクル施設（軽微なものに限る）	

【お問合せ先】

経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当）

電話:735-2100 FAX:735-2104

4. 大規模小売店舗の新設等の届出

大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の新設等を行う場合には、その設置者は「大規模小売店舗立地法」に基づき、名古屋市への届出が必要です。この届出にあわせて交通処理検討、騒音予測の結果などの書類を添付していただきます。

名古屋市は、届出があった日から8月以内に所定の手続きを経て、周辺地域の生活環境の保持の見地から市の意見の有無を設置者へ通知します。市としての意見がある場合、設置者に対して必要な対応策を求めます。

また、既存の大規模小売店舗が店舗面積、営業時間等を変更する場合も、届出が必要です。

◆大規模小売店舗立地法に基づく届出事項

- ① 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ② 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ③ 大規模小売店舗の新設をする日
- ④ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ⑤ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（駐車場、駐輪場の位置及び収容台数など）
- ⑥ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻など）

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課（大店立地担当）

電話:972-2433 FAX:972-4138

5. 名古屋市事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例

名古屋市中では、上記4.の届出とは別に地域貢献活動を推進するため、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の新設等を行う場合には、早期（届出の3カ月前等）の情報提供としての新設等届出書、自主的な地域貢献活動の実施に関して地域貢献計画書の提出等をお願いしています。

【お問合せ先】

経済局商業・流通部地域商業課（大店立地担当）

電話:972-2433 FAX:972-4138

X 伝統産業に関する支援策

◆伝統的工芸品

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下、伝産法）」に基づき指定を受けた伝統的工芸品の産地では、「伝産法」の目的を達成するために「振興計画」等を作成し、経済産業大臣の認定を受けた後、その振興計画等に基づいて各種事業を進めます。

伝統的工芸品産地組合等が、振興計画等に基づき後継者育成事業や需要開拓事業等を実施する場合、その費用の一部について国の助成措置（補助金等）を受けることができます。

現在市内では、有松・鳴海絞、名古屋仏壇、名古屋桐箆笥、名古屋友禅、名古屋黒紋付染、尾張七宝、尾張仏具及び名古屋節句飾の8品目が伝統的工芸品の指定を受けています。

【お問合せ先】

中部経済産業局産業部製造産業課

電話:951-2724 FAX:951-0977

名古屋市経済局産業労働部労働企画課

電話:972-3146 FAX:972-4129

◆名古屋市の伝統産業振興施策

(1) 名古屋伝統産業協会

本会は、伝統産業関係団体により組織され、業界相互の連携強化、伝統的技術・技法の継承、販路の開拓を図るため、製品の展示をはじめ各種の事業を積極的にすすめています。

【お問合せ先】

名古屋伝統産業協会 電話:745-6170 FAX:735-2138

ホームページ:<https://nagoya-dentousangyou.com/>



(2) 補助金

事業名		補助対象	概要	補助率・限度額
若手技術者育成事業助成		名古屋伝統産業協会 会員団体に所属する 市内企業	年齢40歳未満、従事 年数5年未満の若手技 術者を育成する事業に 対して助成	月額1.5万円
新商品開発 事業助成		名古屋伝統産業協会 会員団体等	伝統的な技法を活かし 現代感覚にあった新商 品開発事業に対して助 成	補助率：1/2以内 限度額：20万円
伝統産業製品PR事業助成	展示会等 出展事業補助	①名古屋伝統産業協 会会員団体等 ②名古屋伝統産業協 会会員団体に所属 する市内中小企業 で、海外展示会等 に出展する者	伝統産業製品をPRす るための展示会等に出 展または主催する事業 に対して助成	①補助率：1/2以内 限度額：20万円 ②補助率：1/3以内 (1者1回限り) 限度額：20万円
	PR冊子等 作成事業補助	名古屋伝統産業協会 会員団体等	伝統産業製品のPR用 の冊子等を作成する事 業に対して助成	補助率：1/2以内 限度額：20万円
	児童・生徒向け 体験教室等 事業補助	名古屋伝統産業協会 会員団体等	児童・生徒等を対象と する体験教室等を実施 する事業に対して助成	補助率：1/2以内 限度額：10万円

【お問合せ先】

経済局産業労働部労働企画課 電話:972-3146 FAX:972-4129

名古屋市 産業振興ビジョン2028

概要版

01 | 趣旨

「名古屋市産業振興ビジョン2020」の計画期間終了に伴い、当地域の産業の持続的発展を図っていくため、本市の産業振興施策及び就労支援施策の基本方針と施策の方向性を示す、新たな産業振興計画を策定するものです。

02 | 計画の位置づけ

本市のまちづくりの指針である「名古屋市総合計画2023」のもとでの産業振興施策と就労支援施策に関する個別計画として位置づけるものです

03 | 計画期間

概ね10年先の本市の将来を見据え、令和4（2022）年度から令和10（2028）年度までの7年間とします。

なお、計画期間の中間期を目途に、策定時以降の社会情勢等の変化に合わせ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

04 | 産業振興の基本的な考え方

- > 次世代を担う人材の成長やイノベーションの担い手となる人材の活躍を支援します。
- > 様々な視点を持った多様な人材の活躍を促し、社会の変化による人々の価値観の多様化に対応した新商品・サービスの創出に繋がります。
- > 不確実性が高まる中で、本市が産業競争力を維持・強化し、世界で勝ち抜くためにはイノベーションの創出が不可欠であり、その起爆剤となるスタートアップが持続的に創出されるエコシステムの構築を推進します。
- > 本市経済を支える中小企業が直面する想定外のリスクや恒常的な課題等の解消に向けて総合的に支援するとともに、グリーン化やデジタル化等へ取り組むなど、柔軟かつ機動的にチャレンジする中小企業を積極的に支援します。

VISION

イノベーションを実現する人材が
育ち・集い、進化し続ける都市

05 | 国・愛知県等との協働

地域の中核都市としての本市の役割を果たし、名古屋圏の産業全体の振興を図るため、国や愛知県が掲げる広域的な産業振興施策についても、国や愛知県と協働し、施策を展開します。

また、当地域におけるスタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」の構成組織の一つである浜松市とも協働し、スタートアップの育成や地域産業の活性化を図ります。

06 | 推進体制

本ビジョンの推進にあたっては、国、愛知県をはじめとする他の地方公共団体、企業・経済団体及び関係支援機関との協働を図るとともに、本市の観光・都市・SDGs分野における推進計画をはじめとした全庁的な連携を図ります。

また、政策資源を効率的・効果的に活用するため、新たに作成する本市の産業連関表を活用し、産業振興施策について効果等を分析し、その選択と集中を図ります。

07 | 進捗管理

本ビジョンに基づく各種施策の成果を測るため、支援先企業における目標値を設定して適切な進捗管理を行い、効果的に施策を展開していきます。

指標	目標値
立地または創業した事業所数	1,500 件
新規雇用者数	60,000 人
売上高成長率	3.5%

※計画期間である7年間の合計

名古屋市経済局
産業労働部産業企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1
TEL: 052-972-2412 FAX: 052-972-4136
Email: a2412@keizai.city.nagoya.lg.jp



施策の方向性と具体的な取り組み

プロジェクト

PROJECT

01

「スタートアップ・エコシステム」によるイノベーションの創出促進

施策の方向性

イノベーション人材の育成

(1) 起業家精神を持った次世代の人材育成

■小中学生に対する起業家教育

小中高生起業家人材育成事業 P.21、44

■高校生に対する実践的起業家教育

小中高生起業家人材育成事業 P.21、44

■若者の交流・対流の場の創出

ナゴヤイノベーターズガレージ (NAGOYA INNOVATOR'S GARAGE) P.15

(2) 起業家・イノベーション人材の育成

■グローバルスタートアップの創出

グローバルスタートアップ創出促進事業「GLOW TECH NAGOYA」 P.17

■イノベーターの創出

イノベーター創出促進事業「NAGOYA BOOST10000」 P.20

具体的な取り組み

本市が目指す姿を実現するため、次の施策を推進していきます。

5 ジェンダー平等を
実現しよう



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と民間企業の
基盤をつくらう



17 パートナシップで
目標を達成しよう



イノベーションを起こす環境の整備

(1) スタートアップコミュニティの形成

■サポートコミュニティの構築

■民間主導による交流拠点の整備促進

なごのキャンパス（旧那古野小学校施設活用事業）…………… P.14

ナゴヤイノベーターズガレージ（NAGOYA INNOVATOR'S GARAGE）…………… P.15

■多様な起業家コミュニティの形成

起業家等交流事業（スタートアップブランド形成事業）「NAGOYA CONNECT」…………… P.18

イノベーション拠点を核とした共創促進事業…………… P.18

(2) 産学官連携によるスタートアップの支援

■J-Startup CENTRALの推進

■スタートアップサポーターによる支援

(3) イノベーションの基盤となる企業等の集積促進

■スタートアップ誘致・集積促進

■企業等の集積促進

地域経済グローバル化推進事業…………… P.19

外国企業誘致促進事業…………… P.19

本社機能等立地促進補助金…………… P.57

企業進出促進補助金…………… P.58

産業立地強化促進補助金…………… P.59

市内企業再投資促進補助金…………… P.61、65

(4) 資金環境の整備

■創業時等の資金支援

スタートアップ企業支援補助金…………… P.2

スタートアップ等販路開拓支援補助金…………… P.3、56

新事業創出資金…………… P.4

創業・事業展開支援資金…………… P.5

インキュベート施設・コワーキング施設…………… P.7

名古屋ビジネスインキュベータ等入居企業への補助・減額…………… P.16

その他の創業支援等事業…………… P.25

PROJECT

01

「スタートアップ・エコシステム」によるイノベーションの創出促進

社会実証・オープンイノベーションの促進

(1) 社会実証の支援

■先進技術による社会実証の支援

スタートアップまちなか実証推進事業「NAGOYA CITY LAB」…………… P.17

先進技術社会実証支援事業「Hatch Technology NAGOYA」…………… P.19

(2) オープンイノベーションの促進

■スタートアップと事業会社との共創促進

イノベーション拠点を核とした共創促進事業…………… P.18

■スタートアップへの出向等の促進

■産学官連携による研究開発の促進

研究開発型イノベーション創出支援事業「NAGOYA RESEARCH BRIDGE」…………… P.20

量子技術による産業創出に向けた支援…………… P.50

異業種交流の推進…………… P.50

医療介護機器等高度化支援事業…………… P.51

(参考) なごやサイエンスパーク事業…………… P.51

5 ジェンダー平等を
実現しよう



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と民間企業の
協働をつくらう



17 パートナシップで
目標を達成しよう



グローバル化支援

(1) グローバル展開への支援

■海外展開・連携の促進

地域経済グローバル化推進事業 P.19

外国企業誘致促進事業 P.19

スタートアップ・エコシステムのグローバル化推進「Tech GALA Japan」 P.17

■グローバルスタートアップの創出

グローバルスタートアップ創出促進事業「GLOW TECH NAGOYA」 P.17

(2) グローバルネットワークの構築

■多様な起業家コミュニティの形成

起業家等交流事業（スタートアップブランド形成事業）「NAGOYA CONNÉCT」 P.18

■グローバルブランドの発信

スタートアップ・エコシステムのグローバル化推進「Tech GALA Japan」 P.17

PROJECT

02

レジリエンスを備え挑戦を続ける
中小企業の支援

挑戦する企業の競争力強化の支援

(1) グリーンイノベーションの促進

■低炭素・脱炭素化に向けた取り組みの支援

中小工務店向けZEHセミナー	P.69
最新規制適合自動車代替促進事業	P.72

■省エネルギー対策への支援

中小企業省エネルギー設備等導入補助金	P.69
なごや省エネ相談	P.70
環境保全・省エネルギー設備資金融資	P.71

■グリーン化に資する技術支援や情報提供

中小企業水素エネルギー普及促進等事業	P.69
みどりの補助金（名古屋市民誘致緑化助成事業）	P.73

(2) デジタル化 DX の推進

■デジタル人材の育成

デジタル人材育成事業	P.50
------------	------

■デジタル技術の普及・導入支援

分野別セミナー（DX等）	P.28
中小企業デジタル活用支援補助金（中小企業デジタル活用支援事業）	P.63

(3) SDGsの推進支援

■主体的な取り組みの促進

SDGsオンラインセミナー	P.75
なごやSDGsグリーンパートナーズ	P.75
名古屋市SDGs推進プラットフォーム	P.76

■ダイバーシティ経営の推進



(1) 販路開拓支援

■国内・海外の販路開拓

見本市・展示会	P.55
スタートアップ等販路開拓支援補助金	P.3, 56
中小企業海外展開支援事業	P.56
組合等で行う共同振興事業・共同施設設置事業への助成	P.82

(2) 新たな価値の創造支援

■デザイン等を活用した取り組みの支援

デザイン活用によるサステナブルビジネス展開支援事業	P.29
クリエイティブ産業創業支援事業	P.54
デザインラボ入居者への助成	P.54

(3) 生産性の向上支援

■設備投資支援

市内企業再投資促進補助金	P.61, 65
中小企業デジタル活用支援補助金（中小企業デジタル活用支援事業）	P.63
航空宇宙産業設備投資促進補助金	P.64
固定資産税の特例措置等	P.66
組合等で行う共同振興事業・共同施設設置事業への助成	P.82

PROJECT

02

レジリエンスを備え挑戦を続ける
中小企業の支援

創業や事業承継の促進

(1) 創業・新事業展開の促進

■創業の機会と場の提供

インキュベート施設・コワーキング施設	P.7
名古屋ビジネスインキュベータ等入居企業への補助・減額	P.16

■創業期における支援の充実

総合相談窓口	P.1
インキュベート施設・コワーキング施設	P.7
名古屋ビジネスインキュベータ等入居企業への補助・減額	P.16
特定創業支援等事業とは	P.22
その他の創業支援等事業	P.25
創業・経営の窓口相談	P.26
専門家派遣事業	P.27
創業や新事業展開における知的財産に関する相談	P.53

(2) 事業承継の促進

■円滑な事業承継の支援

事業承継連携支援事業	P.29
------------	------

5 ジェンダー平等を
実現しよう



7 エネルギーもみんなに
そしてクリーンに



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と民間革新の
基盤をつくらう



12 つくら責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



17 パートナースhipで
目標を達成しよう



経営基盤の安定化支援

(1) 事業継続の支援

■BCP（事業継続計画）策定等の支援

BCPに関する相談	P.27
BCP関連のセミナー	P.28

(2) 資金調達の円滑化支援

■各種融資制度

名古屋市信用保証協会の信用保証付き融資制度	P.30
（公財）名古屋市小規模事業金融公社取扱いの融資制度	P.34
名古屋市信用保証協会の信用保証制度	P.36

(3) 経営相談等による支援

■経営・工業技術相談

総合相談窓口	P.1
ものづくり企業等支援拠点の運営	P.20、46
その他の創業支援等事業	P.25
小規模企業向けの相談（小規模企業経営力強化支援事業）	P.26
創業・経営の窓口相談	P.26
専門家派遣事業	P.27
工業技術に関する相談	P.27、45
技術者向け研修	P.29、49
3Dものづくり支援センター	P.46
工業材料などの試験・分析・測定・試作等	P.47
研究開発事業	P.47
研究設備や機器類の利用	P.47
ものづくり中小企業総合技術支援事業	P.48
ホームページによる情報提供	P.48
専門家派遣（技術・技術指導）	P.49
創業や新事業展開における知的財産に関する相談	P.53
中小企業カスタマーハラスメント対策支援事業	P.39
その他の支援制度	P.53

■情報提供

情報コーナー	P.28
分野別セミナー（DX等）	P.28
産業技術図書館	P.50

人材への投資と活躍できる環境の整備

産業人材の確保

(1) 人材確保力の向上

■人材採用力強化への取り組み支援

中小企業人材確保相談窓口「なごや人材サポートデスク」…………… P.38

名古屋市移住支援補助金…………… P.39

■多様な人材の活用支援

中小企業外国人材雇用支援事業…………… P.38

多様で柔軟な働き方の推進

■ワーク・ライフ・バランス等の推進

ワーク・ライフ・バランス推進企業…………… P.41

福利厚生制度…………… P.42

退職金共済制度…………… P.43

■多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりへの支援

(2) 就労の促進

■カウンセリング等による就労支援

総合就職相談窓口「なごやジョブサポートセンター」…………… P.38

5 ジェンダー平等を
実現しよう



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と民間企業の
基盤をつくらう



産業人材の育成

(1) 産業人材の育成支援

■イノベーターの創出

イノベーター創出促進事業「NAGOYA BOOST10000」..... P.20

■デジタル人材の育成

デジタル人材育成事業..... P.50

■技術技能継承の支援

伝統的工芸品..... P.84

名古屋市の伝統産業振興施策..... P.84

(2) 次世代人材の成長支援

■学びの場の提供

名古屋少年少女発明クラブ..... P.44

■小中学生に対する起業家教育

小中高生起業家人材育成事業..... P.21、44

■若者の交流・対流の場の創出

ナゴヤイノベーターズガレージ (NAGOYA INNOVATOR'S GARAGE)..... P.15

XII 名古屋市中小企業振興基本条例

名古屋市中小企業振興基本条例

中小企業の地域産業に果たす役割の重要性について、市民をはじめ地域社会を構成するすべての方が認識を深め、地域社会全体で中小企業の振興を図り、活力ある豊かな名古屋市の実現を目指して、平成25年4月1日より「名古屋市中小企業振興基本条例」が施行されています。

条例の目的と基本理念

条例 第1条、第3条

○目的

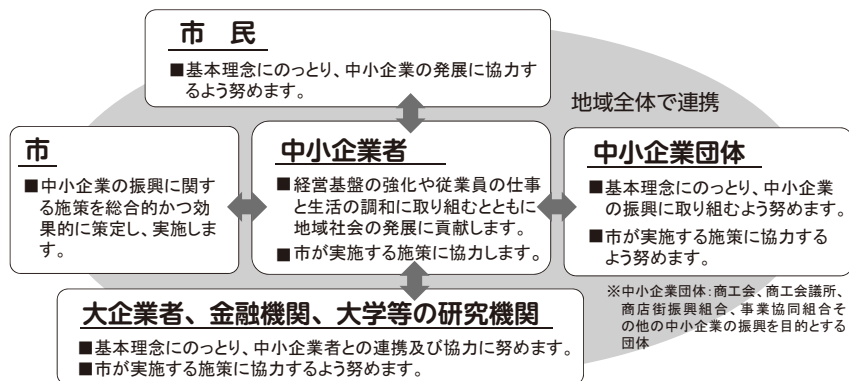
- ・市、中小企業者等の役割分担や施策の基本となる事項を条例で定め、中小企業の振興を総合的に推進します。

○基本理念

- ・中小企業の振興は、中小企業者が経営基盤の強化等に自主的に努めるとともに、中小企業者の努力に対して、市、国、県その他関係地方公共団体、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等の研究機関その他中小企業を支援する機関及び市民が連携して支援することを基本として推進します。

役割分担

条例 第4条～第8条



市は、小規模企業者の事情に配慮して、施策を講じます

条例 第13条

○小規模企業者への配慮

小規模企業は、人、モノ、情報といった経営資源の確保が特に困難なことが多いことを踏まえ、小規模企業者の事情に配慮して、施策を講じます。

※小規模企業者：中小企業者のうち、製造業その他は従業員数20人以下、商業・サービス業は従業員数5人以下の事業者

市は、経営基盤の強化をはじめ、新しい取り組みにチャレンジする中小企業を支援する施策を展開します

条例 第9条～第12条

1 経営基盤の強化等

- ①経営基盤の強化、資金の供給の円滑化
 - ・経営等に関する相談
 - ・融資制度の充実 など
- ②受注機会の増大

2 挑戦する意欲の増進

- ①創業、新事業進出及び産業立地の促進
- ②商品・サービス・技術の研究・開発、成果普及の促進
- ③国内外市場への事業展開・販路開拓、成長分野産業の促進
- ④デザインその他知的財産を活用した事業活動の促進

3 地域商業の活性化

- 商店街や商業の集積の活性化

4 人材の確保等

- ①人材の確保及び育成の促進
- ②事業の承継の促進
- ③従業員の仕事と生活の調和の促進

※中小企業者の定義

業 種	下記のいずれかに該当する会社又は個人	
	資本金規模	従業員数規模
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

市は、中小企業の状況や意見を把握して、必要な施策を講じます

条例 第15条

- 中小企業の状況の把握と施策の推進
景況調査をはじめ、経営等の各種相談、専門家派遣や企業訪問などにより、中小企業の事業環境や経営の状況等を把握して、必要な施策を講じます。

【お問合せ先】

経済局産業労働部産業企画課（産業企画担当）

電話:972-2412 FAX:972-4136

市公式ウェブサイト:

<https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/387-2-1-1-0-0-0-0-0-0-0.html>



名古屋市中小企業振興基本条例

名古屋市は、17世紀のはじめにその基盤がつくられて以来、多くの先人たちの長年にわたる努力により、ものづくりの中枢として成長を遂げてきた。さらに、名古屋市は、中部圏を代表する大都市として、市民生活を支える卸売業、小売業、サービス業などの産業が集積しているほか、歴史と風土に根ざした伝統的工芸品や食文化も有している。こうした名古屋市の経済や暮らしを支える中心は、中小企業である。

名古屋市には、個性豊かで様々な可能性を持つ中小企業が集まり、創意工夫を凝らしながら、新しい商品、サービス及び技術の開発や市場の開拓などに積極的に挑戦し続けてきた。また、中小企業は、その事業活動を通じて、雇用や税収への寄与をはじめ、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する重要な役割を果たしている。このような中小企業の集積は、名古屋市が持つ優位性であり、財産でもある。

中小企業の発展は、就業、女性の社会参画、消費生活などの様々な面で市民生活の向上をもたらすものであり、都市としての魅力を高めるものである。今後も名古屋市がさらに発展し続けていくためには、意欲のある中小企業が持てる能力を十分に発揮して、取引や交流が活発に行われる地域経済の好循環を生み出していくことが不可欠である。

私たちは、このことを深く認識し、中小企業が誇りを持って事業活動を行うことができるよう、地域社会全体で中小企業の振興を図り、もって活力のある豊かな名古屋市の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務、中小企業者の努めるべき事項等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的に推進し、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (2)中小企業団体 商工会、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
 - (3)大企業者 中小企業者以外の事業者をいう。
 - (4)小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業がその事業活動を通じて、地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興は、中小企業者が経営基盤の強化及び経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）に自主的に努めるとともに、中小企業者の努力に対して、市、国、愛知県その他関係地方公共団体、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等の研究機関その他中小企業を支援する機関及び市民が連携して支援することを基本として推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ効果的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、中小企業の振興に関する大企業者、金融機関、大学等の研究機関及び市民の理解を深めるとともに、国、愛知県その他関係地方公共団体、中小企業団体及びその他中小企業を支援する機関との緊密な連携を図り、中小企業の振興に関する施策を一体的に推進するものとする。

(中小企業者の努力)

- 第5条** 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、経営基盤の強化、経営の革新及び従業員の仕事と生活の調和に自主的に取り組むとともに、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を通じて、地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献するよう努めなければならない。
- 2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(中小企業団体の取組等)

第6条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業の振興に取り組むよう努めなければならない。

2 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(大企業等の協力)

第7条 大企業者、金融機関及び大学等の研究機関は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者、金融機関及び大学等の研究機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第8条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(中小企業者の経営基盤の強化等)

第9条 市は、中小企業者の経営基盤の強化及び中小企業者に対する資金の供給の円滑化を促進するため、経営等に関する相談、融資制度の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

(中小企業者の挑戦する意欲の増進)

第10条 市は、事業活動における中小企業者の挑戦する意欲を高めるため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1)中小企業者の創業、新事業への進出及び産業立地を促進すること。

(2)中小企業者相互の連携及び中小企業者と大企業者、金融機関及び大学等の研究機関との連携を図り、商品、サービス及び技術の研究、開発並びにその成果の普及を促進すること。

(3)中小企業者の国内外の市場への事業展開及び販路開拓並びに成長発展が見込まれる産業分野への進出を促進すること。

(4)中小企業者の商品等のデザインその他の知的財産を活用した事業活動を促進すること。

(地域商業の活性化)

第11条 市は、相当数の中小小売業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るため、まちづくりの推進を図る事業活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業者の人材の確保等)

第12条 市は、中小企業者の人材の確保及び育成、事業の承継並びに従業員の仕事と生活の調和を促進するため、就業等に関する相談、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第13条 市は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進に係る措置)

第15条 市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業者、中小企業団体、市民等の意見を聴取するとともに、調査その他の方法により中小企業の実態を把握し、適時に当該施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

令和7年度版

名古屋市産業施策ハンドブック
—中小企業の手引き—

令和7年4月発行

編集・発行 名古屋市経済局産業労働部産業企画課
電話 (052) 972-2412 (直通)
無料・一般 2,500部



イノベーションを実現する人材が 育ち・集い、進化し続ける都市



やさし、あたらし、大名古屋

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。